

CASBEE横浜 作成マニュアル

2022 年版 v.1.2



令和 6 年 4 月

横浜市 建築局

CASBEE 横浜イメージキャラクター  
「きゃすびっぴ」

## はじめに

横浜市は、「2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）」（「Zero Carbon Yokohama」）を本市の温暖化対策の目指す姿（ゴール）とし、温暖化対策に取り組んでいます。

建築物は、建設に伴う資源の利用、供用に伴う照明、空調等のエネルギー消費、解体の際の建設副産物の発生など、建設から解体撤去まで、環境に対し様々な負荷を与えています。こうした中、平成27年には「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」が制定され、非住宅建築物への省エネ基準適合義務など、建築物の省エネ性能の向上がより一層求められることとなりました。

このような中で、建築物環境配慮制度（CASBEE横浜）は、建築主・設計者に環境配慮を促すとともに、設定した評価ツールによる環境配慮の取組内容の自己評価・届出を求め、評価結果を公表することにより、優れた環境配慮がなされた建築物の普及をねらいとしています。

本制度は平成17年度から開始していますが、建築物の地球温暖化対策を推進するため、平成22年度から届出の対象を拡大するとともに、不動産広告等に評価結果の表示をさせていただく「建築物環境性能表示」を開始しました。

平成24年度から、戸建住宅を含む床面積の合計が2,000㎡未満の建築物についても、希望者が届出できるよう（任意の届出）、制度を拡充しました。

平成28年度からは、東日本大震災などによる災害への備え、省エネルギーの重要性の高まりや超高齢社会への対応など、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、横浜の未来を見据えた環境・温暖化対策を推進するため、新たな重点項目としました。

あわせて、建築物環境性能表示について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第7条に基づく「建築物のエネルギー消費性能の表示」の動向等も踏まえ、「横浜市建築物環境性能表示基準」の一部改正を実施しました。

令和4年度からは、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」の策定に伴い、木材利用の促進の一環として、横浜市建築物環境性能表示等に木材利用の取組を任意で表示できるように「横浜市建築物環境性能表示基準」等の一部改正を行いました。また、SDGs達成に資する取組についても、任意で評価できるように「建築環境 SDGs チェックリスト」を追加しました。

本マニュアルは建築主や設計者の方々に制度の趣旨やしくみの理解を深めていただくためのものであり、制度の内容と届出に際しての建築物環境配慮計画の作成方法について解説しています。

建築物の環境配慮を進めるためには、計画の早い段階から幅広く検討することが効果的です。本図書を活用し、建築主、設計者の方々の取組を進めていただくと共に、環境配慮に積極的に取り組んだ建築物の評価が高まり、環境配慮の取組が普及するよう、建築物を使用する多くの方々の理解と協力をお願いするものです。

令和6年4月  
横浜市

# 目 次

第Ⅰ章 横浜市建築物環境配慮制度について.....	1
1 制度の目的	1
2 根拠法令等	2
3 環境配慮の範囲	2
4 届出対象建築物（特定建築物等）	2
5 環境配慮の取組の評価基準	3
6 横浜市における建築物環境配慮の重点項目（横浜市の重点項目）	5
7 届出の手続き	5
8 届出内容の公表	8
9 指導・助言・勧告	10
10 建築物環境配慮制度の届出手続きの流れ（フロー図）	11
11 各種届出様式及び注意事項	12
第Ⅱ章 建築物環境性能表示について.....	26
1 建築物環境性能表示の概要	26
2 標章（ラベル）の表示内容	27
3 標章（ラベル）の作成方法	30
4 販売等受託者の責務について	38
5 建築物環境性能表示の表示の届出	38
6 変更後の表示の取扱い	39
7 購入者等への説明	40
8 指導・助言・勧告	40
9 その他の注意事項	40
10 建築物環境性能表示の手続きの流れ（フロー図）	42
11 届出様式及び注意事項	43
第Ⅲ章 建築物環境配慮計画の作成方法等について.....	45
1 CASBEE横浜の作成方法	45
2 CASBEE横浜の重点項目と独自項目の評価方法	67



## 第I章 横浜市建築物環境配慮制度について

建築物は、建設から供用、廃棄を通じて環境へ様々な負荷を与えます。横浜市では、平成16年10月21日に横浜市環境審議会から「横浜市における建築物環境配慮促進のあり方について」答申を受け、横浜市建築物環境配慮制度を創設しました。この制度は、建築物の建築に際して、総合的な環境配慮の取組を促す制度です。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建物の省エネルギー対策や長寿命化、周辺のまちなみとの調和、緑化対策など、総合的な環境配慮の取組を進めるものです。建築主は、建物を計画する際に、「CASBEE（キャスビー）横浜」により自己評価し、横浜市に届出を行います。横浜市は、評価結果及び建築計画の概要をホームページ等で公表します。



図1-1 CASBEE横浜による環境配慮の取組の推進

この制度は平成17年7月1日から実施しており、平成22年度には、届出対象を床面積の合計が2,000㎡以上に拡大（当初は5,000㎡超が対象）するとともに、評価結果を不動産広告に表示する建築物環境性能表示制度を開始しました。また平成24年4月からは、これまで届出義務対象外だった戸建住宅を含む2,000㎡未満の建築物についても、希望する場合は届出をすることができる（任意の届出）制度に拡充しました。

※戸建住宅については「CASBEE横浜[戸建]作成マニュアル」をご覧ください。

### 1 制度の目的

- 建築物によるエネルギー使用、環境負荷の低減
- 環境負荷が低く、環境品質が高い、長寿命な建築物の普及促進
- 緑豊かなまちづくり、まちなみ、景観への取組の促進
- 建築物の環境配慮技術の開発及び普及の促進
- 建築物の環境配慮に対する理解の浸透



## 2 根拠法令等

- ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例
- ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則
- ・ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行細則
- ・ 建築物環境配慮指針
- ・ 横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱
- ・ 横浜市建築物環境性能表示基準

※建築基準法に基づく確認申請の建築基準関係規定ではありません。

## 3 環境配慮の範囲

建築物による環境負荷の低減をめざすという目的から、建築物が、敷地外に対して及ぼす大気汚染や騒音発生、エネルギー・資源消費、廃棄物発生などの環境影響を低減（環境負荷低減）する取組を進めます。

また、建築物を使用する者にとって重要な室内環境、建築物の長寿命化のために必要な維持管理のしやすさや耐久性、地域環境にも影響するまちなみ・景観への配慮など、建築物の品質（環境品質）についての取組もあわせて進めていきます。

## 4 届出対象建築物（特定建築物等）

建築物環境配慮制度において、届出の対象となる建築物は、次のとおりです。

### ・ 特定建築物：届出は義務

床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000m<sup>2</sup>以上の建築物（戸建住宅は除く）

### ・ 特定外建築物：届出は任意

床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000m<sup>2</sup>未満の建築物 及び 戸建住宅



図 1-2 CASBEE横浜の届出対象建築物

以下、「特定建築物」と「特定外建築物」を合わせて「特定建築物等」とします。

同一区域内に複数の建築物がある場合は、棟ごとに対象建築物に該当するかを判断します。



## 5 環境配慮の取組の評価基準

建築物の環境配慮の評価については、多岐にわたる配慮項目について総合的に評価する必要があり、市民にわかりやすく提供することも考慮して、次に述べる「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」の評価手法を基本とします。

建築環境総合性能評価システム（CASBEE:Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency、キャスビー）は、諸外国での建築物環境性能総合評価の普及を背景に、平成15年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムです。

CASBEEでは、建築物敷地境界等による仮想境界で区分された内外二つの空間を想定し、境界内部の建築物の環境品質に係る要素（Q:Quality）、境界を越えて外部に与える環境負荷に係る要素（L>Loading）のそれぞれの環境配慮項目について取組を評価します。これらを統合し、次式で示される建築物の環境効率（BEE:Built Environment Efficiency）という数値を用いて、建築物の環境性能を総合的に評価するシステムとなっています。

$$BEE = Q / L$$

建築物の環境効率BEEは、建物の環境品質（Q）を向上した場合、また外部への環境負荷（L）を低減した場合ほど高くなります。CASBEEによる評価ではBEE値に応じて「Sランク（素晴らしい）」から、「Aランク（大変良い）」「B+ランク（良い）」「B-ランク（やや劣る）」「Cランク（劣る）」という5段階の格付けが与えられます。

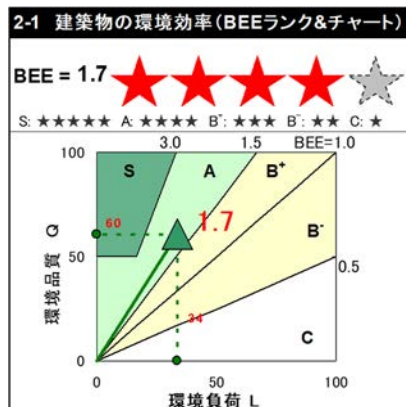
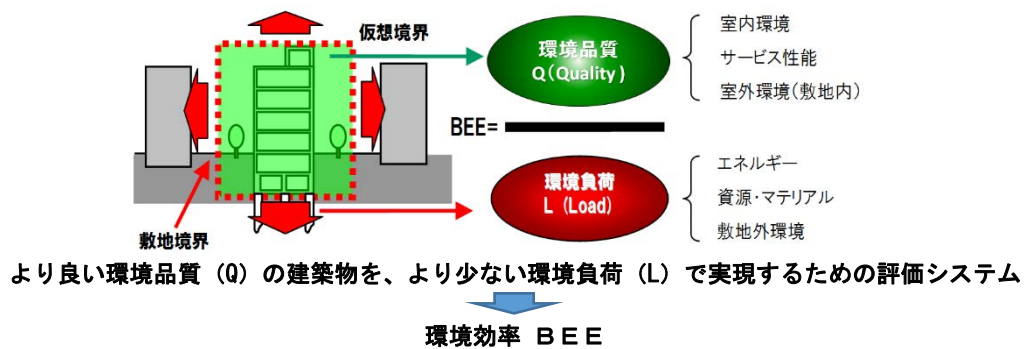


図1-3 建築物環境効率 BEE値



表1-1 BEE値によるランクと評価の対応

ランク	評価		BEE 値ほか	ランク表示
S	Excellent	素晴らしい	BEE=3.0 以上、Q=50 以上	★★★★★
A	Very Good	大変良い	BEE=1.5 以上 3.0 未満	★★★★
B <sup>+</sup>	Good	良い	BEE=1.0 以上 1.5 未満	★★★
B <sup>-</sup>	Fairly Poor	やや劣る	BEE=0.5 以上 1.0 未満	★★
C	Poor	劣る	BEE=0.5 未満	★

CASBEEはいくつかのツール群で構成されますが、このうち、「CASBEE-建築（新築）」を基本として、建築物環境配慮指針に基づき横浜市の制度用に編集したシステムが「CASBEE横浜」です。この枠組みで環境配慮の取組を自己評価していただくとともに、特定建築物については建築物環境配慮計画を作成し、届け出ていただきます。

「CASBEE横浜」による環境配慮計画の作成は、「CASBEE-建築（新築）」を一部アレンジした「評価用ソフト」と、横浜市の重点項目（次節参照）への取組状況を市民にわかりやすく表示するための「公表用ソフト」を使用します。また、環境性能表示が必要となる広告を行う場合は「表示作成ソフト」を使用します。「CASBEE横浜」による建築物環境配慮計画の作成方法等の解説は第三章を参照してください。

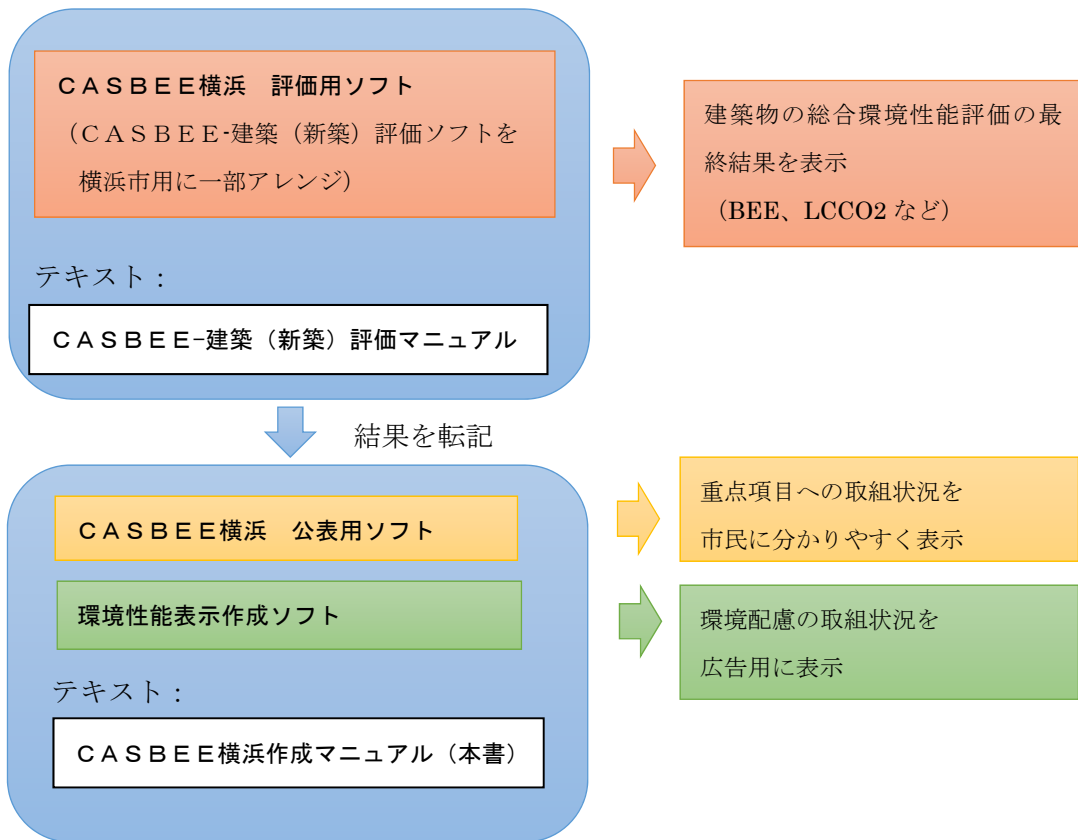


図1-4 CASBEE横浜の全体像



## 6 横浜市における建築物環境配慮の重点項目（横浜市の重点項目）

CASBEEには、建築物の環境性能を総合的に評価するため、多数の環境配慮項目がありますが、CASBEE横浜では横浜市の地域性等を踏まえ、建築主に建築に際して特に取組を推進していただきたい4つの重点項目を設け、公表に際してわかりやすく表示する工夫をします。

### （1）「建築物の省エネルギー性能」に関する項目 **E**：(Energy Saving)

建物の省エネルギー化は、増加する家庭・業務部門の温室効果ガス排出量削減を図るために不可欠です。建物の省エネルギー化をより一層推進するとともに、エネルギー性能に優れた建築物が適切に評価・選別される環境整備を促進します。

### （2）「健康・快適な職住環境」に関する項目 **W**：(Smart Wellness Community)

急速に進展する超高齢化を見据えながら、オフィス等では「快適・働きやすさ」、住宅では「健康・安心」といった、国が推進するスマート・ウェルネス・コミュニティ（健康長寿社会）のコンセプトに通じる取組の普及を奨めます。

### （3）「防災への配慮」に関する項目 **R**：(Resilience)

長寿化対策の耐震性などは、当然確保すべき性能にとらえ、耐震性などに加えBLCP（業務・生活継続計画）に関連する取組など、震災時等への備えを推進します。

### （4）「地域・まちづくりへの貢献」に関する項目 **T**：(Township and Townscape)

まちなみ・景観に加え、生物多様性向上や地域活動支援も含めたより広い取組を評価し、都市の魅力や住みやすさにも繋がる取組を促します。

## 7 届出の手続き

特定建築物（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）の建築（新築、増築、改築）をしようとする方（以下「特定建築主」といいます。）は「建築物環境配慮計画」を作成し、**建築確認申請又は計画通知予定日の21日前まで**に横浜市長に届け出てください。

特定外建築物（床面積が2,000㎡未満の建築物）の建築をしようとする方（以下「特定外建築主」といいます。）で、希望する場合は、同様に「建築物環境配慮計画」を作成し、**工事着手予定日の前まで**に横浜市長に届け出ることができます。（任意の届出）

### （1）建築物環境配慮計画の届出

建築物環境配慮計画は、「建築物環境配慮計画届出書」（P12参照）又は「特定外建築物環境配慮計画届出書」（P19参照）に**表1-2**に掲げる図書を添えて、正本・副本（計2部）をA4ファイルに綴じて提出してください。





表 1-2 建築物環境配慮計画届出書及び添付図書 (正・副2部)

	届出書及び添付図書等	備 考
1	建築物環境配慮計画届出書 又は 特定外建築物環境配慮計画届出書	細則第 36 号様式の 2 要綱第 1 号様式
2	委任状	
3	CASBEE横浜 評価結果 ①メインシート ②スコアシート ③結果シート ④CASBEE横浜 評価ソフト ⑤貼り付け画像 (外観パース JPEG 形式等)	CASBEE横浜 評価用ソフトにより、建築物環境 配慮計画を作成してください。 作成方法の解説は、第Ⅲ章を参照してください。 ①～③：ソフトの中のシートを印刷したものを添付 してください。(SDGs 評価を行った場合は「SDGs 評 価あり」の結果シート) ④・⑤：CD-R 等の電子データにより提出してくださ い。
4	CASBEE横浜 公表シート ①重点項目シート ②公表用スコアシート ③CASBEE横浜 公表用ソフト	CASBEE横浜 公表用ソフトにより、ホームペー ジ用公表シートを作成してください。 作成方法の解説は、第Ⅲ章を参照してください。 ①・②：ソフトの中のシートを印刷したものを添付し てください。 ③：CD-R 等の電子データにより提出してください。
5	案内図	
6	配置図	緑化計画図
7	平面図	
8	立面図	
9	断面図	
10	省エネルギー計画書の写し <sup>※2</sup>  ※2 BPI と BEI の計算対象となる部分 がなく、建築物省エネ法の規制対 象外となる建築物の場合は不要	・計画書 <sup>※3</sup> 又は届出書 <sup>※4</sup> の写し ・計算プログラムの出力様式 (結果の部分) 等 ※3 建築物省エネ法の適合性判定・適合義務対象となる場合 ※4 建築物省エネ法の届出対象となる場合 届出は工事着手予定日の 21 日前までとなっていますが、 計算結果をCASBEEの中で使用するため、できるだけ 同時に届け出るようにしてください。
11	その他 <b>※5</b>	横浜市重点項目及びレベル 3 を上回る採点をした項目 については、資料を求める場合があります。 マニュアル中、資料の提示や取組内容の記述が求められ ている場合は、原則として評価した取組ごとに記述等が 必要です。(Q3 及び LR3-2-2 など)



※5 計算根拠等が必要な項目の例（その他の項目についても、根拠資料を求める場合があります。）

【緑化関係】

以下の項目のポイントを取る場合は、計画内容が確認できる図面（緑化計画図、配置図、立面図等）に計算が確認できるよう寸法・面積等を記載して提出してください。

Q3-1 生物環境の保全と創出

Ⅲ1) 外構緑化指数 2) 建物緑化指数

Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上

I 2) 空地率 II 1) 水平投影面積率 III 1) 緑被率、水被率、水平投影面積率 2) 舗装面積率  
IV 1) 屋上緑化面積 2) 外壁対策面積率

LR3-2.2 温熱環境悪化の改善

2) ②見付面積比 ③隣棟間隔指標 3) ①地表面対策面積率 ②屋根面対策面積率

【環境配慮技術の導入】(重点項目シート)

太陽光発電や太陽熱利用、エネルギーマネジメントシステム他、環境配慮技術を導入する場合は、導入状況が確認できる資料を提出してください。

【木材利用】(重点項目シート)

木材利用ありとする場合は、下記の資料を提出してください。

- ・木材使用量がレベル3以上であることが確認できる資料（「建築物の木材利用に関する評価並びに木材利用優良建築物の表彰及び当該建築物に係る計画であることの確認に関する要綱」第3条3項に定める木材利用評価シート（様式1））

または

- ・周囲や利用者から見える場所に木材が使用されていることが確認できる資料

【SDGs 利用】(建築環境 SDGs チェックリスト)

任意でSDGs評価を行った場合で、建築環境SDGs独自の採点項目のうち2点以上の採点をした項目がある場合、加点対象へチェックを入れて加点した場合は、内容が確認できる資料を提出してください。

(2) 建築物環境配慮計画の変更の届出

建築物環境配慮計画に記載されている事項を変更する場合は、「建築物(特定外建築物)環境配慮計画 変更 届出書」(P16、P21 参照)により正本・副本(計2部)を提出してください。添付図書は、(1) 表 1-2 のうち変更にかかわる図書および電子データです。

特定建築物における提出時期は次のとおりです。

- ① 建築確認申請又は計画通知の変更を伴う場合は、**確認申請又は計画通知予定日の15日前まで。**
- ② 特定建築物の概要又は、特定建築物の建築に係る環境への負荷の低減に関する事項を変更する場合は、**変更に係る工事着手の予定日の15日前まで。**
- ③ 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、特定建築物の名称及び所在地の事項を変更する時は、**変更後速やかに。**

特定外建築物では、上記①～③のいずれの場合も**変更後速やかに**提出してください。



### （3）工事完了の届出

届出を行った建築物の建築に係る工事が完了した日から15日以内に、「特定建築物（特定外建築物）工事完了届出書」（P14、P24 参照）により届け出てください。（正副2部）

### （4）建築中止の届出

届出を行った建築物の建築を中止したときには、建築を中止した日以後、速やかに、「特定建築物（特定外建築物）中止届出書」（P18、P23 参照）により届け出てください。（正副2部）

### （5）建築物環境性能表示の届出

建築物環境性能表示を表示した日から、15日以内に、「建築物（特定外建築物）環境性能表示（変更）届出書」により届け出てください。（正副2部）

詳細については、「第II章 建築物環境性能表示について」を確認してください。

### （6）届出方法

直接届出窓口までお持ちください。

届出窓口：横浜市建築局 建築指導部 建築企画課  
横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階  
電話：045-671-4526





## 8 届出内容の公表

届け出ていただいた建築物環境配慮計画の概要は、横浜市のホームページ及び担当窓口（建築局 建築企画課）で公表します。

公表する内容は次のとおりです。

- (1) 特定（特定外）建築主の氏名（法人にあつては名称）
- (2) 特定（特定外）建築物の名称及び所在地
- (3) 設計者の氏名または、建築士事務所名
- (4) 特定（特定外）建築物の概要
- (5) 建築物（特定外建築物）の環境への負荷の低減等に関する事項

CASBEE横浜の

- ①結果シート
- ②公表用スコアシート
- ③重点項目シート

※公表期間は、おおむね5年間とします。



## 9 指導・助言・勧告

### （1）指導・助言

届出の内容について確認させていただく為にヒアリング等を行い、根拠となる図書等を求める場合があります。

届出があった建築物において環境負荷の低減等を図るための措置が著しく不十分であると認める場合は、建築主に対してその改善を求める指導・助言を行う場合があります。

特に、横浜市の重点項目（第I章－6参照）である次の項目についての配慮が不十分であると認める場合は、建築主に対してその改善を求める指導・助言を行う場合があります。

《横浜市の重点項目》

- E 建築物の省エネルギー性能に関する項目
- W 健康・快適な職住環境に関する項目
- R 防災への配慮に関する項目
- T 地域・まちづくりへの貢献に関する項目

また、届出内容等について虚偽があったときや、必要な各届出をしていない場合には、内容を是正すべきこと及び改善を求める指導を行う場合があります。

### （2）勧告

正当な理由なく建築物環境配慮計画の届出を行わない場合は、期限を定めて当該届出を行うべきことを勧告します。また、正当な理由なく勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。



10 建築物環境配慮制度の届出手続の流れ（フロー図）

建築物環境配慮制度の届出手続の流れ（フロー図）を以下に示します。

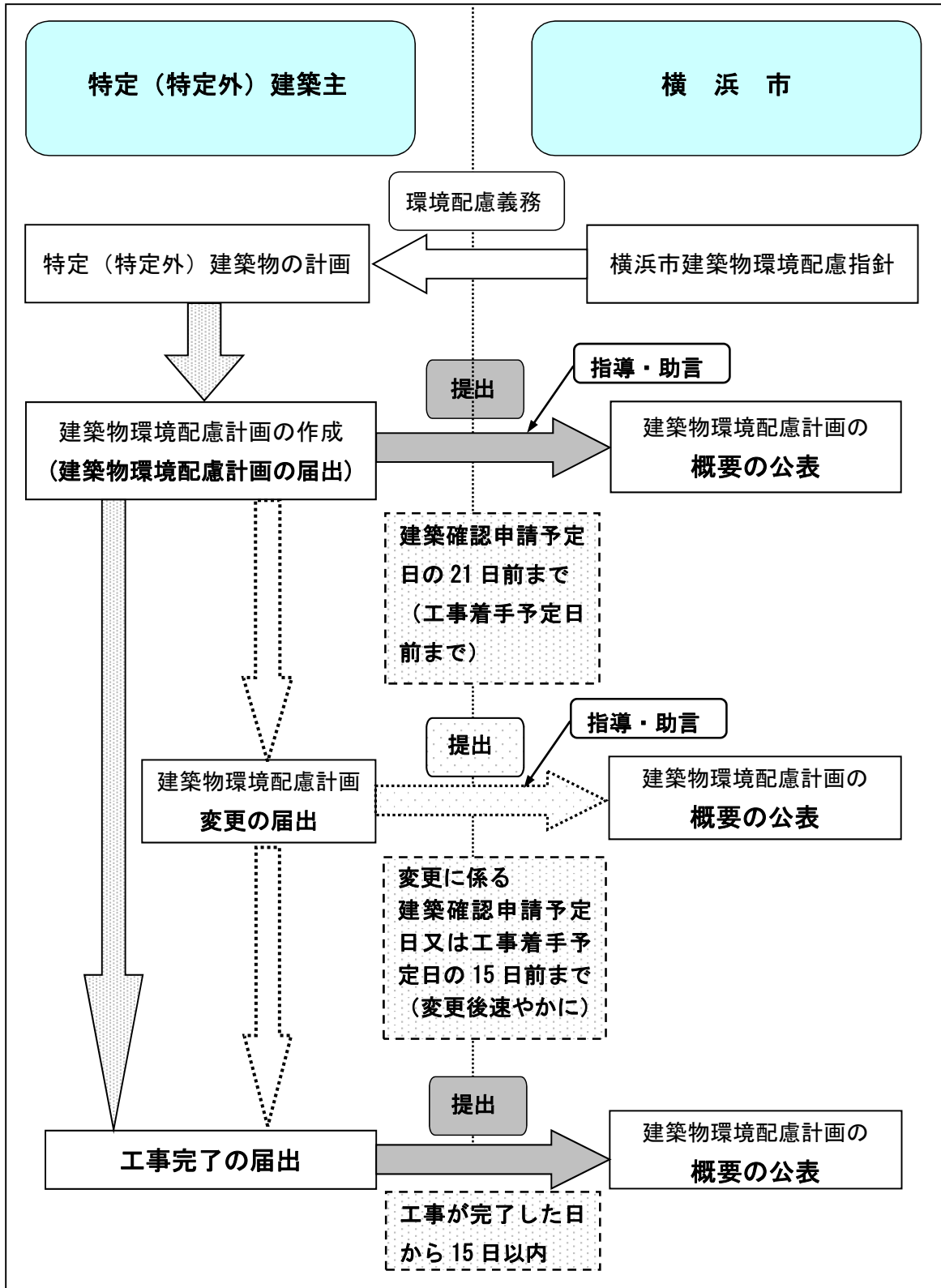


図 1-5 届出手続の流れ（フロー図）



1.1 各種届出様式及び注意事項

(1) 特定建築物（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）

建築物環境配慮計画届出書の記入上の注意事項

細則第36号様式の2（第2条第47号の2）

（表）

建築物環境配慮計画届出書

年 月 日

（届出先）

横浜市 長

届出者（特定建築主）氏 名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>【1. 特定建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>
<p>【2. 設計者】 【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 号 【郵便番号】 【事務所の所在地】 【電話番号】</p>
<p>【3. 建築物環境配慮計画作成者】 【氏名】 (CASBEE 建築評価員登録番号: )</p>
<p>【4. 連絡者】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>

CASBEE評価員制度における  
評価員登録番号をお持ちの方は、  
その登録番号を記入してください

本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を  
記入してください。

※ 受付欄	※ 特記欄
	<div data-bbox="662 1926 1220 2038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>※欄は記入しないでください。</p> </div>

(A4)



(裏)

特定建築物等に関する事項

<p>【1. 特定建築物の名称及び所在地】</p> <p>【名称のフリガナ】</p> <p>【名称】</p> <p>【所在地】</p>	
<p>【2. 特定建築物の概要】</p> <p>【2-1. 工事種別】</p> <p><input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移</p> <p>【2-2. 床面積の合計及び用途】</p> <p>( 届出部分 )</p> <p>【床面積の合計】 ( ) m<sup>2</sup></p> <p>【用途区分】</p> <p><input type="checkbox"/>事務所 <input type="checkbox"/>学校 <input type="checkbox"/>物販店 <input type="checkbox"/>飲食店 <input type="checkbox"/>集会所 <input type="checkbox"/>病院 <input type="checkbox"/>ホテル <input type="checkbox"/>集合住宅 <input type="checkbox"/>工場</p> <p>【2-3. 構造】</p> <p>【2-4. 高さ及び階数】 ( ) m (地上 階、地下 階)</p> <p>【2-5. 確認申請予定年月日又は確認申請年月日】 年 月 日</p> <p>【2-6. 工事着手予定年月日】 年 月 日</p> <p>【2-7. 工事完了予定年月日】 年 月 日</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。P49を参照し、類する用途区分に「レ」マークを入れてください。その他はありません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>別添と記入</p> </div>
<p>【3. 特定建築物の建築に係る環境の負荷の低減に関する事項】</p>	
<p>【4. 備考】</p>	

(注意)

1. 面共通関係
  - ① 届出は特定建築物ごとに行ってください。
  - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 表面関係
 

※印のある欄は記入しないでください。
3. 裏面関係
  - ① 2-1欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ② 2-2欄は、増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計及び用途を記入してください。
  - ③ 2-2欄の「用途区分」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ④ 届出の変更の際は、4欄に建築物環境配慮計画届出書受付番号及び変更の概要について記入してください。
4. 次の事項を市庁舎内及びインターネット等で公表します。
  - ① 表面1欄の特定建築主の氏名（法人にあっては名称）、表面2欄の設計者の建築士事務所名又は氏名
  - ② 裏面の1欄、2欄、3欄に係る事項





**特定建築物工事完了届出書の記入上の注意事項**

細則第36号様式の3（第2条第47号の3）

（表）

**特定建築物工事完了届出書**

年 月 日

（届出先）  
横浜市 長

届出者（特定建築主）氏 名  
（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の6第1項の規定により次のとおり届け出ます。

<p>【1. 特定建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>	
<p>【2. 設計者】 【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  【郵便番号】 【事務所の所在地】 【電話番号】</p>	
<p>【3. 連絡者】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。</p> </div>

※ 受付欄	※ 特記欄
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>※欄は記入しないでください。</p> </div>

(A4)



(裏)

特定建築物等に関する事項

<p>【1. 特定建築物の名称及び所在地】 【名称のフリガナ】 【名称】 【所在地】</p>	
<p>【2. 建築物環境配慮計画届出書受付番号】</p>	<p>第 号</p>
<p>【3. 建築物環境配慮計画変更届出書受付番号】</p>	<p>第 号</p>
<p>【4. 工事完了年月日】 年 月 日</p>	
<p>【5. 建築物環境配慮計画に係る事項の変更】 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p>	<p>完了届の提出に際し、前回の手続き（建築物環境配慮計画届出書 または 建築物環境配慮計画変更届出書）から変更が無いことを確認し、チェックを入れてください。 ※変更がある場合は、特定建築物環境配慮計画変更届出書を提出してください。</p>
<p>【6. 備考】</p>	

(注意)

1. 各面共通関係

- ① 届出は特定建築物ごとに行ってください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 表面関係

※印のある欄は記入しないでください。

3. 裏面関係

5 欄は、建築物環境配慮計画届出書又は変更届出書の提出後における変更事項について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、6 欄に変更の概要について記入してください。変更がある場合は、建築物環境配慮計画変更届出書を提出してください。



**建築物環境配慮計画変更届出書の記入上の注意事項**

細則第36号様式の4（第2条第47号の4）

（表）

**建築物環境配慮計画 変更 届出書**

年 月 日

（届出先）  
横浜市 長

届出者（特定建築主）氏 名

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>【1. 特定建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>	
<p>【2. 設計者】 【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【郵便番号】 【事務所の所在地】 【電話番号】</p>	
<p>【3. 建築物環境配慮計画作成者】 【氏名】 (CASBEE 建築評価員登録番号： )</p>	
<p>【4. 連絡者】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>	

※ 受付欄	※ 特記欄
<p>※欄は記入しないでください。</p>	

(A4)



(裏)

特定建築物等に関する事項

<p>【1. 特定建築物の名称及び所在地】 【名称のカタカナ】 【名称】 【所在地】</p>
<p>【2. 特定建築物の概要】 【2-1. 工事種別】 <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転</p> <p>【2-2. 床面積の合計及び用途】 ( 届出部分 ) ( 届出以外の部分 ) ( 合計 ) 【床面積の合計】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup></p> <p>【用途区分】 <input type="checkbox"/>事務所 <input type="checkbox"/>学校 <input type="checkbox"/>物販店 <input type="checkbox"/>飲食店 <input type="checkbox"/>集会所 <input type="checkbox"/>病院 <input type="checkbox"/>ホテル <input type="checkbox"/>集合住宅 <input type="checkbox"/>工場</p> <p>【2-3. 構造】</p> <p>【2-4. 高さ及び階数】 ( ) m (地上 階、地下 階)</p> <p>【2-5. 確認申請予定年月日又は確認申請年月日】 年 月 日</p> <p>【2-6. 工事着手予定年月日】 年 月 日</p> <p>【2-7. 工事完了予定年月日】 年 月 日</p>
<p>【3. 建築物環境配慮計画届出書受付番号】 第 号</p> <p>【4. 建築物環境配慮計画変更届出書受付番号】 第 号</p>
<p>【5. 特定建築物の建築に係る環境の負荷の低減に関する事項】</p> <p style="text-align: right;">別添と記入</p>
<p>【6. 変更内容の概要】</p> <p>変更事項を記入。「変更事項は別添とする」でも可。</p>
<p>【7. 備考】</p>

(注意)

1. 各面共通関係
  - ① 届出は特定建築物ごとに行ってください。
  - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 表面関係
 

※印のある欄は記入しないでください。
3. 裏面関係
  - ① 2-1欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ② 2-2欄は、増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計及び用途を記入してください。
  - ③ 2-2欄の「用途区分」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ④ 6欄には変更の概要について記入してください。
4. 次の事項を市庁舎内及びインターネット等で公表します。
  - ① 表面1欄の特定建築主の氏名(法人にあつては名称)、表面2欄の設計者の建築士事務所名又は氏名
  - ② 裏面の1欄、2欄、5欄に係る事項



**特定建築物中止届出書の記入上の注意事項**

細則第36号様式の5（第2条第47号の5）

**特 定 建 築 物 中 止 届**

年 月 日

(届出先)  
横 浜 市 長

届出者（特定建築主）氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定建築主	フリガナ 氏 名  (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 ー 住 所   電話番号 ( )
2 特定建築物 の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所 在 地
3 建築物環境配慮計画 届出書等の受付番号	建築物環境配慮計画届出書 第 号 建築物環境配慮計画変更届出書 第 号
4 建築を中止した日	年 月 日
5 備考	
※ 受 付 処 理 欄	※ 特 記 欄

※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。  
2 2通作成してください。



(2) 特定外建築物（床面積の合計が2,000㎡未満の建築物）

**特定外建築物環境配慮計画届出書の記入上の注意事項**

第1号様式

(表)

**特定外建築物環境配慮計画届出書**

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

届出者（特定外建築主）氏 名  
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>【1. 特定外建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>	
<p>【2. 設計者】 【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 【郵便番号】 【事務所の所在地】 【電話番号】</p>	<p>CASBEE評価員制度における 評価員登録番号をお持ちの方は、 その登録番号を記入してください。</p>
<p>【3. 建築物環境配慮計画作成者】 【氏名】 (CASBEE 建築(戸建)評価員登録番号: )</p>	
<p>【4. 連絡者】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>	<p>本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。</p>

※ 受付欄	※ 特記欄
<p>※欄は記入しないでください。</p>	



(裏)

特定外建築物等に関する事項

<p>【1. 特定外建築物の名称及び所在地】 【名称のフリガナ】 【名称】 【所在地】</p>
<p>【2. 特定外建築物の概要】 【2-1. 工事種別】 <input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築</p> <p>【2-2. 床面積の合計及び用途】 (届出部分) 【床面積の合計】 ( ) 【用途区分】 <input type="checkbox"/>事務所 <input type="checkbox"/>学校 <input type="checkbox"/>物販店 <input type="checkbox"/>飲食店 <input type="checkbox"/>集会所 <input type="checkbox"/>病院 <input type="checkbox"/>ホテル <input type="checkbox"/>集合住宅 <input type="checkbox"/>工場 <input type="checkbox"/>戸建住宅</p> <p>【2-3. 構造】</p> <p>【2-4. 高さ及び階数】 ( ) m (地上 階、地下 階)</p> <p>【2-5. 確認申請予定年月日又は確認申請年月日】 年 月 日</p> <p>【2-6. 工事着手予定年月日】 年 月 日</p> <p>【2-7. 工事完了予定年月日】 年 月 日</p>
<p>【3. 特定外建築物の建築に係る環境の負荷の低減に関する事項】</p> <p style="text-align: right;">別添と記入</p>
<p>【4. 備考】</p>

該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。P49を参照し、類する用途区分に「レ」マークを入れてください。

(注意)

1. 各面共通関係
  - ① 届出は特定外建築物ごとに行ってください。
  - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 表面関係
 

※印のある欄は記入しないでください。
3. 裏面関係
  - ① 2-1欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - ② 2-2欄は、増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計及び用途を記入してください。
  - ③ 2-2欄の「用途区分」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
4. 次の事項を市庁舎内及びインターネット等で公表します。
  - ① 表面1欄の特定外建築主の氏名（法人にあつては名称）、表面2欄の設計者の建築士事務所名又は氏名ただし、協議により公表しないことができます。
  - ② 裏面の1欄、2欄、3欄に係る事項



**特定外建築物環境配慮計画 変更 届出書の記入上の注意事項**

第2号様式

(表)

**特定外建築物環境配慮計画 変更 届出書**

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

届出者（特定外建築主）氏 名  
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>【1. 特定外建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>
<p>【2. 設計者】 【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号 【郵便番号】 【事務所の所在地】 【電話番号】</p>
<p>【3. 建築物環境配慮計画作成者】 【氏名】 (CASBEE 建築(戸建)評価員登録番号: )</p>
<p>【4. 連絡者】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】</p>

本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。

※ 受付欄	※ 特記欄
<div data-bbox="371 1809 810 1877" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>※欄は記入しないでください。</p> </div>	





(裏)

特定外建築物等に関する事項

<p>【1. 特定外建築物の名称及び所在地】</p> <p>【名称のフリガナ】</p> <p>【名称】</p> <p>【所在地】</p>
<p>【2. 特定外建築物の概要】</p> <p>【2-1. 工事種別】</p> <p><input type="checkbox"/>新築 <input type="checkbox"/>増築 <input type="checkbox"/>改築 <input type="checkbox"/>移転</p> <p>【2-2. 床面積の合計及び用途】</p> <p>( 届出部分 ) ( 届出以外の部分 ) ( 合計 )</p> <p>【床面積の合計】 ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup></p> <p>【用途区分】</p> <p><input type="checkbox"/>事務所 <input type="checkbox"/>学校 <input type="checkbox"/>物販店 <input type="checkbox"/>飲食店 <input type="checkbox"/>集会所 <input type="checkbox"/>病院 <input type="checkbox"/>ホテル <input type="checkbox"/>集合住宅 <input type="checkbox"/>工場</p> <p><input type="checkbox"/>戸建住宅</p> <p>【2-3. 構造】</p> <p>【2-4. 高さ及び階数】 ( ) m (地上 階、地下 階)</p> <p>【2-5. 確認申請予定年月日又は確認申請年月日】 年 月 日</p> <p>【2-6. 工事着手予定年月日】 年 月 日</p> <p>【2-7. 工事完了予定年月日】 年 月 日</p>
<p>【3. 特定外建築物環境配慮計画届出書受付番号】 第 号</p> <p>【4. 特定外建築物環境配慮計画変更届出書受付番号】 第 号</p>
<p>【5. 特定外建築物の建築に係る環境の負荷の低減に関する事項】</p>
<p>【6. 変更内容の概要】</p>
<p>【7. 備考】</p>

(注意)

- 各面共通関係
  - 届出は特定外建築物ごとに行ってください。
  - 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- 表面関係
 

※印のある欄は記入しないでください。
- 裏面関係
  - 2-1欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - 2-2欄は、増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計及び用途を記入してください。
  - 2-2欄の「用途区分」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
  - 6欄には変更の概要について記入してください。
- 次の事項を市庁舎内及びインターネット等で公表します。
  - 表面1欄の特定外建築主の氏名（法人にあっては名称）、表面2欄の設計者の建築士事務所名又は氏名ただし、協議により公表しないことができます。
  - 裏面の1欄、2欄、5欄に係る事項



**特定外建築物中止（取下）届の記入上の注意事項**

第3号様式

**特定外建築物中止（取下）届**

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

届出者（特定外建築主）氏名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定外建築主	フリガナ 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住所 電話番号
2 特定外建築物 の名称及び所在地	フリガナ 名称 所在地
3 特定外建築物環境配慮計画届出書等の受付番号	特定外建築物環境配慮計画届出書 第 号 特定外建築物環境配慮計画変更届出書 第 号
4 建築を中止した日	年 月 日
5 備考	
※受付処理欄	※欄

※欄は記入しないでください。

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。  
2 2通作成してください。



**特定外建築物工事完了届出書の記入上の注意事項**

第4号様式

(表)

**特定外建築物工事完了届出書**

年 月 日

(届出先)  
横 浜 市 長

届出者（特定外建築主）氏 名  
(法人にあつては名称及びその代表者の氏名)

横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

<p>【1. 特定外建築主】</p> <p>【氏名のフリガナ】</p> <p>【氏名】</p> <p>【郵便番号】</p> <p>【住所】</p> <p>【電話番号】</p>	
<p>【2. 設計者】</p> <p>【資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号</p> <p>【氏名】</p> <p>【建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号</p> <p>【郵便番号】</p> <p>【事務所の所在地】</p> <p>【電話番号】</p>	
<p>【3. 連絡者】</p> <p>【氏名】</p> <p>【郵便番号】</p> <p>【住所】</p> <p>【電話番号】</p>	

本届出に対する連絡の窓口となつていただける方を記入してください。

※ 受付欄	※ 特記欄

※欄は記入しないでください。

(A4)



(裏)

特定外建築物等に関する事項

【1. 特定外建築物の名称及び所在地】 【名称のフリガナ】 【名称】 【所在地】		
【2. 特定外建築物環境配慮計画届出書受付番号】	第	号
【3. 特定外建築物環境配慮計画変更届出書受付番号】	第	号
【4. 工事完了年月日】	年	月 日
【5. 建築物環境配慮計画に係る事項の変更】  □有 □無		
【6. 備考】	<p>完了届の提出に際し、前回の手続き（特定外建築物環境配慮計画届出書 または 特定外建築物環境配慮計画変更届出書）から変更が無いことを確認し、チェックを入れてください。 ※変更がある場合は、特定外建築物環境配慮計画変更届出書を提出してください。</p>	

(注意)

1. 各面共通関係
  - ① 届出は特定外建築物ごとに行ってください。
  - ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2. 表面関係
 

※印のある欄は記入しないでください。
3. 裏面関係
 

5欄には、特定外建築物環境配慮計画届出書又は変更届出書の提出後における変更事項について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、6欄に変更の概要について記入してください。変更がある場合は、特定外建築物環境配慮計画変更届出書を提出してください。



## 第Ⅱ章 横浜市建築物環境性能表示について

### 1 建築物環境性能表示の概要

#### (1) 建築物環境性能表示の目的

横浜市では、平成22年4月1日より、不動産広告等に建築物環境性能表示を義務付ける制度を導入しました。

建築物環境性能表示は、建築物環境配慮制度で届出が必要となる特定建築物の内、販売等を目的とした不動産広告等を行う際に、建築物の環境性能に関する情報を広告上に表示し、購入または貸借しようとする方にその情報を提供するためのものです。

平成24年4月1日より、2,000㎡未満の建築物における任意の届出制度の実施に伴い、届出を行った特定外建築物については、建築物環境性能表示を任意で表示できるようになりました。

- 購入または貸借しようとする方に対し、環境に配慮した建築物を選択するための選択肢を提供する。
- 環境配慮型の建築物がより高く評価される市場の形成を図る。
- 建築主の自主的な環境配慮の取組を促す。

#### (2) 対象となる建築主

対象となる建築主は、建築物環境配慮計画制度の対象となる特定建築物（床面積の合計が2,000㎡以上の建築物）及び特定外建築物（2,000㎡未満の建築物）のうち、販売又は賃貸を目的とした建築物（以下「販売等建築物」といいます。）を建築しようとする方（以下「販売等建築主」といいます。）です。

#### (3) 建築物環境性能表示の内容

特定建築物を建築しようとする販売等建築主は、販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、当該販売等建築物の環境配慮への取組の結果を表す「建築物環境性能表示」を広告中に表示し、表示した旨を届け出てください。（広告への表示義務及び表示した旨の届出義務）


なお、CASBEEによる評価結果の有効期限は竣工後3年（新築の場合）であり、表示内容については長期間にわたる性能を保証するものではありません。

特定外建築物の場合、販売又は賃貸を目的とした広告をしようとするときは、広告中に表示をすることができます。（表示は任意。ただし、広告へ表示した場合は表示した旨を届け出るものとします。）

- ※ 広告への表示をするためには、事前に特定外建築物環境配慮計画届出書を提出していることが必要です。



## 2 標章（ラベル）の表示内容

建築物環境配慮計画書の取組状況の評価結果（CASBEE横浜評価用ソフトによる環境性能の評価結果→本書第三章を参照）に基づき、横浜市の4つの重点項目に対する取組度合いをふたば（) の数、総合評価結果を星（★）の数で、標章（ラベル）に表示します。

非住宅の建築物の場合は、非住宅用のラベルで表示します。集合住宅の場合は、集合住宅用のラベルを使って表示してください。



図 2-1 横浜市建築物環境性能表示

### (1) 建物用途

図 2-1 に示すとおり、CASBEE横浜の評価結果に基づく表示ラベルは、建物の用途によって表示内容が異なります。非住宅の建築物では「非住宅」、集合住宅では「集合住宅」とラベルの上部に表示されています。

### (2) 横浜市の4つの重点項目

横浜市では、特に取組を推進していただきたい項目として、「建築物の省エネルギー性能 (E: Energy Saving)」、「健康・快適な職住環境 (W: Smart Wellness Community)」、「防災への配慮 (R: Resilience)」、「地域・まちづくりへの貢献 (T: Township and Townscape)」の4つの項目を重点項目として位置付けています。各重点項目の評価結果は、CASBEE横浜の重点項目シートの中に、5点満点で得点表示されています。

なお「健康・快適な職住環境」は、非住宅では【快適・働きやすさ】、集合住宅では【健康・安心】と表記されているほか、得点の算定方法もそれぞれ異なりますので、注意してください。(重点項目の得点の算定方法は、第三章 2.1 各重点項目の解説と評価方法を参照)






### （3）総合評価

CASBEE横浜による総合評価結果を表示します。

★★★★★	S	素晴らしい
★★★★☆	A	大変良い
★★★☆☆	B+	良い
★★★☆☆	B-	やや劣る
★★☆☆☆	C	劣る


### （4）太陽光・太陽熱の利用

太陽光発電システム又は太陽熱利用システムが設置されている場合は、太陽のマークと文字を表示します。

太陽光発電システムを設置している場合	 太陽光利用
太陽熱利用システムを設置している場合	 太陽熱利用
太陽光発電及び太陽熱利用システムの両方を設置している場合	 太陽光・熱利用

### （5）木材利用

「建築物の木材利用に関する評価並びに木材利用優良建築物の表彰及び当該建築物に係る計画であることの確認に関する要綱」第3条に定める方法により、任意で木材利用の評価を行い、木材使用量がレベル3以上、又は対象建築物の周囲や利用者から見える場所に木材が利用されているものについては、丸太のマークと文字を表示します。

木材使用量レベル3以上又は対象建築物の周囲や利用者から見える場所に木材が利用されている	 木材利用
---	--

### （6）エネルギー消費量削減率

建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の基準値に対する削減率を表示します。計算による評価を行っていない場合は「-（%削減）」と表示されます。

建築物省エネ法第7条に基づく表示として利用できます。

### （7）自己評価であることの明示

当該ラベルで表示されている評価結果が、届出制度に基づく場合は「本表示は建築主による自己評価の結果です」と表示されます。一方、横浜市の認証制度に基づく認証を取得している場合は「本表示は横浜市の認証を取得しています」と表示することができます。（図2-6参照）



(8) 受付No

横浜市に届出した受付番号を表示します。

※評価が確定し手続が終了した後、番号をお伝えします。(返却する副本に番号を記載します。)

(9) 受付日

横浜市に届出した受付日を表示します。

(10) ソフトのバージョン

評価を行ったCASBEE横浜 評価ソフトのバージョンを表示します。

※ソフトのバージョンは、メインシートなどに記載してあります。



図 2-2 メインシート (抜粋)

**CASBEE横浜 | 評価結果 | XX-XXX**

**CASBEE横浜 | 評価結果 | XX-XXX**

**横浜市建築物環境性能表示 集合住宅**

エネルギー消費量 30%削減

総合評価 ★★★★★

CASBEE横浜 2022年版 No. XX-XXX

CASBEE横浜のロゴ + 評価を行ったCASBEE横浜のソフトのバージョンを表示

図 2-3 結果シート・重点項目シートとの対応





### 3 標章（ラベル）の作成方法

#### (1) 建築物環境性能表示様式

標章（ラベル）は、環境性能表示作成ソフト（Microsoft Excel）に出力されたものを使用してください。

広告等に表示する際は、色やサイズ等に注意してください。

- ・ソフトに必要事項を入力すると、その評価結果が標章（ラベル）に反映されます。
- ・標章（ラベル）をコピーして、広告表示用のデータとして使用することができます。

手順1) 「CASBEE横浜 評価ソフト」「CASBEE横浜 公表用ソフト」を使って、評価建物の「結果シート」「重点項目シート」を用意します。（操作は、本書第三章を参照）

手順2) 「結果シート」「重点項目シート」から必要事項を「環境性能表示作成ソフト」の「結果入力」シートに転記します。

The screenshot shows the 'CASBEE横浜 環境性能表示のための転記' (Transfer for CASBEE Yokohama Environmental Performance Label) screen. It is divided into two main sections: (1) CASBEE横浜 公表用ソフトからの転記 (Transfer from CASBEE Yokohama Public Software) and (2) CASBEE横浜 評価用ソフトからの転記 (Transfer from CASBEE Yokohama Evaluation Software).

**Section (1) Public Software Transfer:**

- 受付番号 (Reception Number):** Input field with example 'XX - XXX'.
- 受付日 (Reception Date):** Input field with example '20XX/XX/XX'.
- ファイル名 (File Name):** Input field with example 'casbeeyokohama-bd-kohyo2022v1.0'.
- 重点項目シート (Key Item Sheet):** A table with 4 rows and 3 columns. The last column contains scores: 5, 5, 4, 4.
- 太陽光発電又は太陽熱利用の導入 (Introduction of Solar Power or Solar Heat Utilization):** Radio button options for '太陽光・熱利用' (Solar Power/Heat Utilization) and '太陽光・熱の利用' (Use of Solar Power/Heat).
- 木材利用の導入 (Introduction of Wood Use):** Radio button options for '木材利用' (Wood Use) and '木材の利用' (Use of Wood).
- エネルギー消費量削減率 (Energy Consumption Reduction Rate):** Input field with example 'XX%削減'.

**Section (2) Evaluation Software Transfer:**

- 2022年版 (2022 Edition):** Year selection dropdown.
- ファイル名 (File Name):** Input field with example 'casbeeyokohama-bd-nc-2022v1.0'.
- BEE (Building Energy Efficiency):** Input field with example 'A ★★★★★'.
- 総合評価 (総合評価) (Overall Evaluation):** Input field with example '4'.

**Callout Boxes (Red Boxes):**

- 受付番号を入力します。受付番号は手続き完了後、お伝えします。
- CASBEE横浜公表用ソフト名を入力
- 重点項目への取組度合いの得点（5点満点）を入力します。＜重点項目シートより転記※＞
- 太陽光発電、又は太陽熱利用の導入の有無をプルダウンメニューから選びます。
- 横浜市建築物環境配慮基準に基づき、木材利用に関する取組をしている場合、「木材利用」をプルダウンメニューから選びます。
- エネルギー消費量削減率（増加率）を入力します。
- CASBEE横浜評価用ソフトのバージョンとソフト名を入力
- CASBEE横浜の評価結果であるBEEランク（S～C）をプルダウンメニューで選択します。＜結果シートより＞

図 2-4 環境性能表示作成ソフト「結果入力」シート



手順3) 評価結果が環境性能表示シートに反映されます。注意事項をご確認の上、標章(ラベル)をコピーして広告用のデータとして使用してください。

### 横浜市建築物環境性能表示

重点項目	の数の数
【省エネルギー性能】	5
【健康・安心】	5
【防災】	4
【地域・まちづくり】	4
総合評価 (★の数)	4
BEEランク	A

※評価結果を表示させるには、「結果入力」シートに必要な事項を入力します。

標章(ラベル)を使用するときは、以下のことにご注意ください。

■対象となる建築物

平成22年4月1日以降に建築確認申請をする建築物で、販売又は賃貸を目的とした建築物が対象となります。

■ラベルについて

このラベルは、販売又は賃貸を目的とした広告をする場合のみ使用してください。

ラベルは、このシートで出力されたものが、評価ソフト(本ソフト内の公表用結果シート)に表示される評価結果を元に、建築物環境性能表示様式(PDF形式)を修正したものを使用してください。

Microsoft Excelのバージョンによっては、ラベルのレイアウトが崩れる場合がありますので、その際は、建築物環境性能表示様式(PDF形式)を使用してください。

■このシートのラベルを使用する場合

下記の手順でコピーして使用してください。

- ①ラベルを選択
- ②コピー
- ③形式を選択して貼り付け
- ④貼り付ける形式:[図(拡張メタファイル)]を選択
- ⑤CMYK値による色に指定して印刷してください。

■CMYK値による色指定

下記の表の比率の色となるように印刷してください。

カラーの場合(白黒の場合は、マニュアルを参照してください。)

基本(緑)	C:90%、M10%、Y:80%、K:0%
項目網掛け部分(黄緑)	C:13.5%、M1.5%、Y:12%、K:0%
得点星印(赤)	C:0%、M90%、Y100%、K:0%
未得点星印(薄灰)	C:23%、M16%、Y13%、K:2%
白文字	C:0%、M0%、Y0%、K:0%
キャラクター(きゃすびっぴ)	
体及び文字(青)	C:80%、M40%、Y:0%、K:0%
顔(黒)	C:0%、M0%、Y:0%、K100%
窓(白)	C:0%、M0%、Y0%、K:0%
地球(緑)	C:80%、M0%、Y100%、K:0%
ライン(水色)	C:70%、M0%、Y:0%、K:0%
集合住宅の表示背景(黄緑)	C:13.5%、M1.5%、Y:12%、K:0%
太陽光・熱の利用	
太陽(赤)	C:0%、M90%、Y100%、K:0%
文字(緑)	C:90%、M10%、Y:80%、K:0%
網掛け部分(黄緑)	C:13.5%、M1.5%、Y:12%、K:0%
木材の利用	
木材(茶色)	C:20%、M50%、Y100%、K42%
文字(緑)	C:90%、M10%、Y:80%、K:0%
網掛け部分(黄緑)	C:13.5%、M1.5%、Y:12%、K:0%

■注意事項

- ・変形しないでください。
- ・構成要素を並び替えないでください。
- ・書体を変えないでください。
- ・構成要素の一部をとらないでください。

図 2-5 環境性能表示シート



(2) 横浜市建築物環境配慮評価認証を取得した場合

横浜市建築物環境配慮評価認証を取得した場合は、次のような様式を用いることができます。

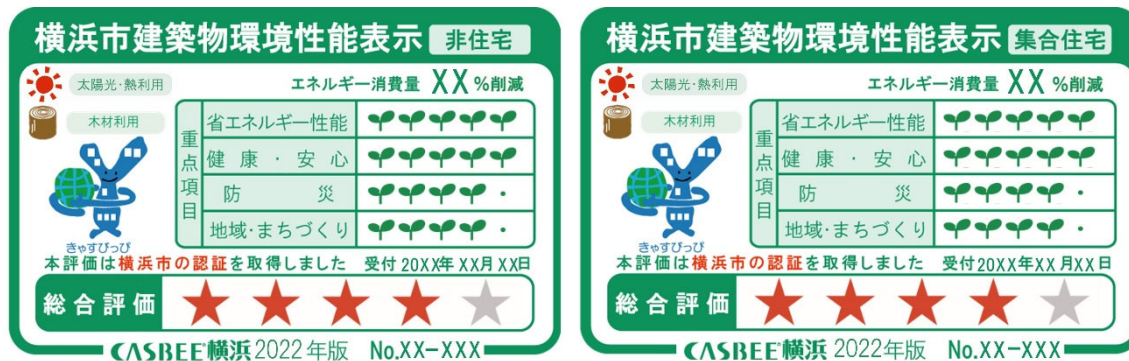


図 2-6 横浜市建築物環境配慮評価認証を取得した場合の表示方法

当該様式を用いる場合は、環境性能表示作成ソフト（認証用）を使用してください。使用方法は、通常の環境性能表示作成ソフトと同様です。



## (3) 色指定

次のCMYK値の比率の色となるように印刷してください。

表 2-1 建築物環境性能表示 色の指定

カラーの場合 (4色分解による色指定)	白黒の場合
基本 (緑) (C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%)	基本 (スミ100%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
項目網掛け部分 (黄緑) (C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%)	項目網掛け部分 (スミ20%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%)
得点星印 (赤) (C:0%、M:90%、Y:100%、K:0%)	得点星印 (スミ100%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
未得点星印 (薄灰) (C:23%、M:16%、Y:13%、K:2%)	未得点星印 (スミ20%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%)
赤文字 (C:0%、M:90%、Y:100%、K:0%)	太文字 (スミ50%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:50%)
白文字 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)	白文字 (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)
キャラクター (きゃすびっぴ)	キャラクター (きゃすびっぴ)
体及び文字 (青) (C:80%、M:40%、Y:0%、K:0%)	体 (スミ65%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:65%)
顔 (黒) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)	顔及び文字 (黒) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
窓 (白) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)	窓 (白) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:0%)
地球 (緑) (C:80%、M:0%、Y:100%、K:0%)	地球 (スミ45%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:45%)
ライン (水色) (C:70%、M:0%、Y:0%、K:0%)	ライン (スミ30%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:30%)
非住宅および集合住宅の表示背景 (黄緑) (C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%)	非住宅および集合住宅の表示背景 (スミ20%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%)
太陽光・熱の利用	太陽光・熱の利用
太陽 (赤) (C:0%、M:90%、Y:100%、K:0%)	太陽 (スミ75%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:75%)
文字 (緑) (C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%)	文字 (黒) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
網掛け部分 (黄緑) (C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%)	網掛け部分 (スミ20%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%)
木材利用に関する取組	木材利用に関する取組
木材 (茶色) (C:20%、M:50%、Y:100%、K:42%)	木材 (スミ75%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:75%)
文字 (緑) (C:90%、M:10%、Y:80%、K:0%)	文字 (黒) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:100%)
網掛け部分 (黄緑) (C:13.5%、M:1.5%、Y:12%、K:0%)	網掛け部分 (スミ20%) (C:0%、M:0%、Y:0%、K:20%)





### (6) 5段階評価を表す星(★)の数と位置について

5段階評価を表す星(★)の数は、CASBEE横浜の評価結果を基に星の数を表示します。星を表示する位置は、星印が1つ(★)の場合は一番左側の位置に星印を、その右側に未得点の星印4つ(★★★★)を表示します。星印が2つ(★★)の場合は一番左側及びその右側の位置に星印を表示し、星印3つ以降については順次星印を右側に追加して表示し、未得点の星印を含めて印が5つとなるよう表示します。

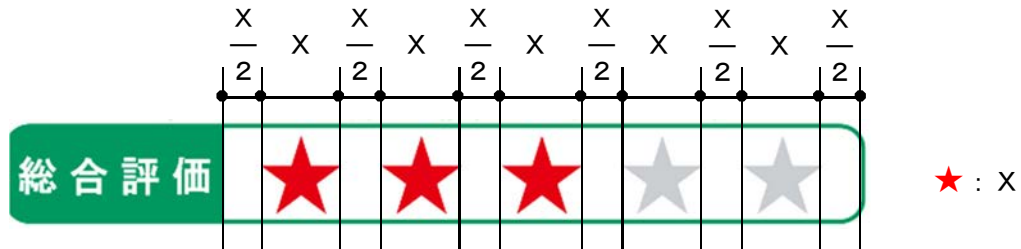


図 2-9 総合評価の表示方法

### (7) 留意事項

それぞれの項目などを変更することはできません。

- ・縦横比率などの変形はできません。
- ・構成要素を並べ替えるなどはできません。
- ・書体は指定されているため、書体を変えて表示はできません。
- ・構成要素の一部を取り出して表示することはできません。

### (8) 作成ソフトのダウンロード

環境性能表示作成ソフト (Microsoft Excel) は、CASBEE横浜のホームページからダウンロードできます。



### (9) 表示の対象となる広告

価格又は価格帯及び間取りが表示される広告が対象となります。(販売等建築物全体を広告するものに限る)

建築物環境性能表示は、その広告の見やすい場所に1箇所以上表示します。

ただし、書面によるもの(下記の④、⑤は除く)であって、当該広告の面積が 62,370mm<sup>2</sup> (日本産業規格A列4番相当 (210mm×297mm)) 以下のものは、表示を省略することができます(※)。



① 新聞に掲載される広告

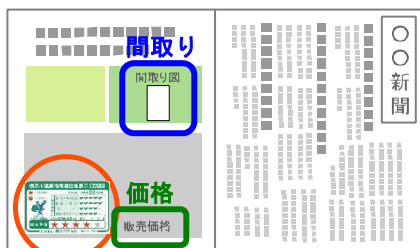


図 2-10 新聞広告例

② 雑誌に掲載される広告

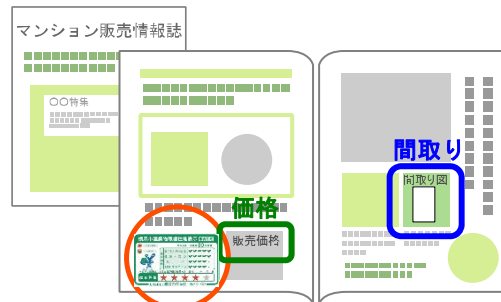


図 2-11 雑誌広告例

- ③新聞への折り込みその他の方法により配布されるチラシ、掲出されるビラ、パンフレット、小冊子等
- ④電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録その他これらに類似するもの（CD、DVD、ビデオテープなど）
- ⑤インターネットの利用による広告

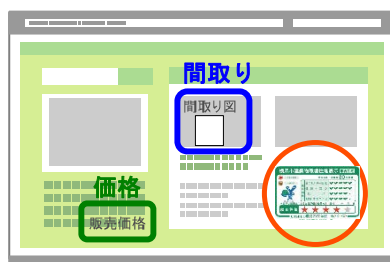


図 2-12 インターネット広告例①



1つの販売等建築物を複数ページにわたって紹介する広告の場合、同一のページ中に価格及び間取りが表示されていなくても、表示の対象となります。

図 2-13 インターネット広告例②

※表示を省略できる広告面積の算出方法

表示を省略できる広告の広告面積の算出方法は、次のとおりです。

- ①一つの広告に複数の建築物等の広告が掲載されている場合は、販売等建築主等が広告する販売等建築物の広告面積を基準としてください。
- ②広告が線などで明確に区分されていない場合は、販売等建築主等が広告する販売等建築



物の広告と隣接する他の広告・記事等それぞれについて、隣接する側に一番近い文字、数字、記号、イラスト及び写真等の隣接側の端と端の中心線を広告の境界と判断して面積を算出します。

- ③②の場合で隣接する広告・記事等がない場合は、書面の端を基準として広告の面積を算出します。

#### (10) 同一敷地内の複数棟を同一の広告に掲載する場合の取扱い

- ①販売等建築物一棟ごとに建築物環境性能表示を表示することが原則です。

この場合、販売等建築物と建築物環境性能表示との対応関係が分かるよう、対象となる棟名などを建築物環境性能表示の隣接した箇所にわかりやすく表示するなどしてください。

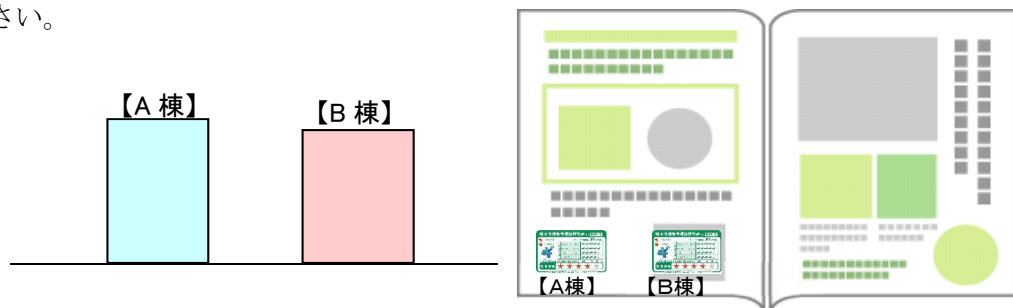


図 2-14 複数棟の広告例①

- ②複数棟のうち、一部が建築物環境性能表示の対象となる場合は、対象となる販売等建築物についてのみ一棟ごとに建築物環境性能表示を表示します。

この場合、販売等建築物と建築物環境性能表示との対応関係が分かるよう、対象となる棟名などを建築物環境性能表示の隣接した箇所にわかりやすく表示するなどしてください。

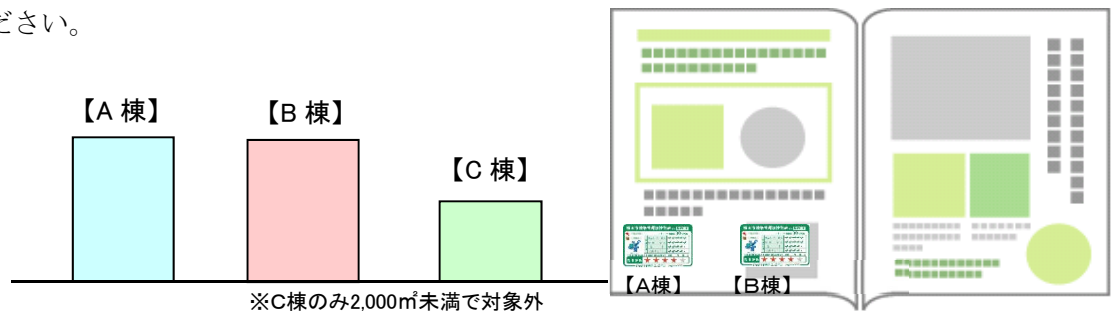


図 2-15 複数棟の広告例②

- ③評価結果が全く同一となる販売等建築物が複数棟ある場合には、表示する建築物環境性能表示をひとつとすることができます。

この場合、対象となる複数の販売等建築物と建築物環境性能表示との対応関係が分かるよう、対象となる複数の販売等建築物の棟名などを建築物環境性能表示の隣接した箇所にわかりやすく表示するなどしてください。





(11) 同一販売等建築物内で、一部で評価があてはまらない場合の取扱い

横浜市建築物環境配慮制度では、集合住宅については、一つの棟の代表的な住戸について評価を行っています。このため、建築物環境性能表示の評価があてはまらない住戸がある場合は、該当する項目を示して、下記の要領で建築物環境性能表示の隣接した箇所にその旨をわかりやすく表示してください。

例：「健康・安心」の評価については、一部の住戸で該当しないものがあります。

4 販売等受託者の責務について

販売等建築主が、販売等建築物の広告、販売若しくは媒介を委託する場合、広告、販売若しくは媒介の委託先（以下、「販売等受託者」といいます。）に建築物環境性能表示を行わせてください。また、販売等受託者は、建築物環境性能表示の表示等に協力してください。

5 建築物環境性能表示の表示の届出

(1) 表示の届出

販売等建築主は、建築物環境性能表示を広告に表示させたときは、その日から起算して15日以内に、「建築物（特定外建築物）環境性能表示（変更）届出書」（P43、P44参照）に広告又はその写しを添付して届け出てください。（正副2部）

表示の届出後、CASBEE横浜ホームページに広告表示があることを公表します。

同じ販売等建築物の広告を複数回にわたって行う場合は、建築物環境性能表示は複数回全ての広告に表示しなければなりません。最初に表示を行った広告時にのみ届け出てください。

同一敷地内に販売等建築物が複数棟ある場合で、広告時期が異なる場合は、それぞれの販売等建築物ごとに、最初に表示を行った広告時に届け出てください。

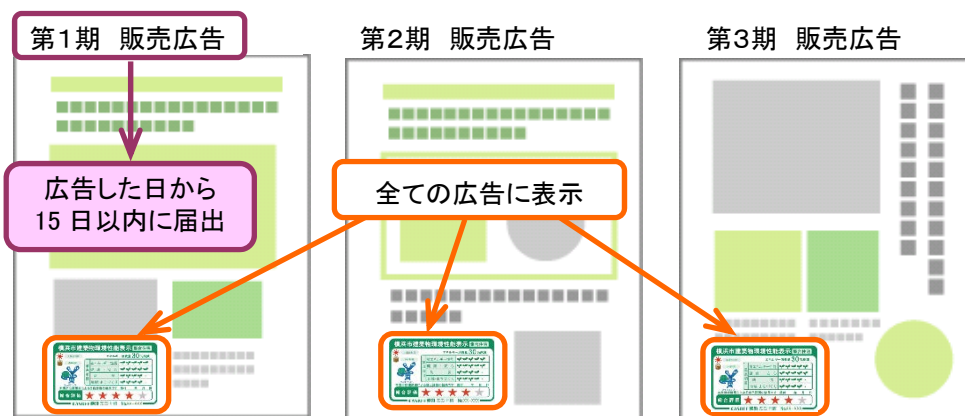


図 2-16 複数回広告する例



## （2）届出書に添付する広告又はその写し

届出書に添付する広告又はその写しは、磁気的方法又は光学的方法その他人の知覚によって認識することができない方法により記録したもの（CD、DVD、ビデオテープなど）やインターネットの利用によるもの場合は、広告内容及び建築物環境性能表示が確認できる箇所を印刷したものを広告の写しとして添付してください。

## 6 変更後の表示の取扱い

### （1）建築物環境性能表示の内容に変更が生じた場合

建築物環境配慮計画の内容に変更が生じたことなどにより、建築物環境性能表示の内容に次のような変更が生じた場合は、変更後の新たな広告表示及び届出書をしてください。

- ① 横浜市の重点項目の各評価項目における得点数ふたば（🌱）に変更が生じる場合
- ② 総合評価の星印（★）の数に変更が生じる場合
- ③ 太陽光発電又は太陽熱利用の導入に変更が生じる場合
- ④ エネルギー消費量の削減率に変更が生じる場合
- ⑤ 木材利用の有無に変更が生じる場合



図 2-17 変更箇所

### （2）変更後の建築物環境性能表示による広告

変更後、速やかに建築物環境性能表示を変更して広告に表示してください。この場合、変更したことが分かるよう、変更した内容を建築物環境性能表示の隣接した箇所にわかりやすく表示するなどしてください。

例：「地域・まちづくり」については、評価が変更になっています（評価を変更しました。）。

「防災」については、評価が3点から4点に上がりました。

### （3）建築物環境性能表示の変更後の届出

変更後の建築物環境性能表示を広告に表示した日から起算して15日以内に、「建築物環境性能表示（変更）届出書」に変更後の表示を行った広告又はその写しを添付して届け出てください。

また、当該建築物を購入又は賃借しようとする方や既に契約を締結した方に対し、変



更内容を説明してください。

## 7 購入者等への説明

販売等建築主及びその販売等受託者は、当該建築物の購入又は賃借しようとする方に対し、当該建築物に係る次の説明に努めてください。

- ①建築物環境配慮計画が示す環境性能
- ②建築物環境性能表示の標章（ラベル）が示す内容と評価の意味
- ③建築物環境配慮計画の内容の概要が横浜市のホームページに掲載されていること
- ④建築物環境性能表示は、横浜市生活環境の保全等に関する条例・同施行規則に基づく表示であること
- ⑤表示内容は、建築主が自ら評価した建築物環境配慮計画に基づいた結果であること
- ⑥建築物環境性能表示を変更した場合は、その変更内容

## 8 指導・助言・勧告

### （1）指導・助言

建築物環境性能表示や販売等建築物の環境性能の内容の説明について、適切な実施のために必要があると認める場合には、改善を求める指導・助言を行う場合があります。

### （2）勧告

正当な理由なく建築物環境性能表示の表示の届出を行わない場合は、期限を定めて当該届出を行うべきことを勧告します。

また、建築物環境性能表示や環境性能の説明についての指導・助言に従わず、表示内容が横浜市建築物環境性能表示基準に照らして著しく不十分であると認める場合は、期間を定めて必要な措置を講じるよう勧告します。

正当な理由なくこれらの勧告に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。

## 9 その他の注意事項

### （1）適正な表示

横浜市生活環境の保全等に関する条例の関係規定、不当景品類及び不当表示防止法、公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会の不動産の表示に関する公正競争規約など、関係法令等を遵守して適正な表示を行ってください。

### （2）建築物環境性能表示における評価結果

建築物環境性能表示は横浜市が認証を与えるものではなく、販売等建築主の自主的な環境配慮への取組結果を表示するものです。



### （3）宅地建物取引業法の重要事項説明との関係

建築物環境性能表示の内容は、宅地建物取引業法が定める重要事項説明には該当しませんが、横浜市生活環境の保全等に関する条例では販売等建築物を購入しようとする方へ説明をするようにしてください。



### 10 建築物環境性能表示の手続の流れ（フロー図）

建築物環境性能表示の手続の流れ（フロー図）を以下に示します。

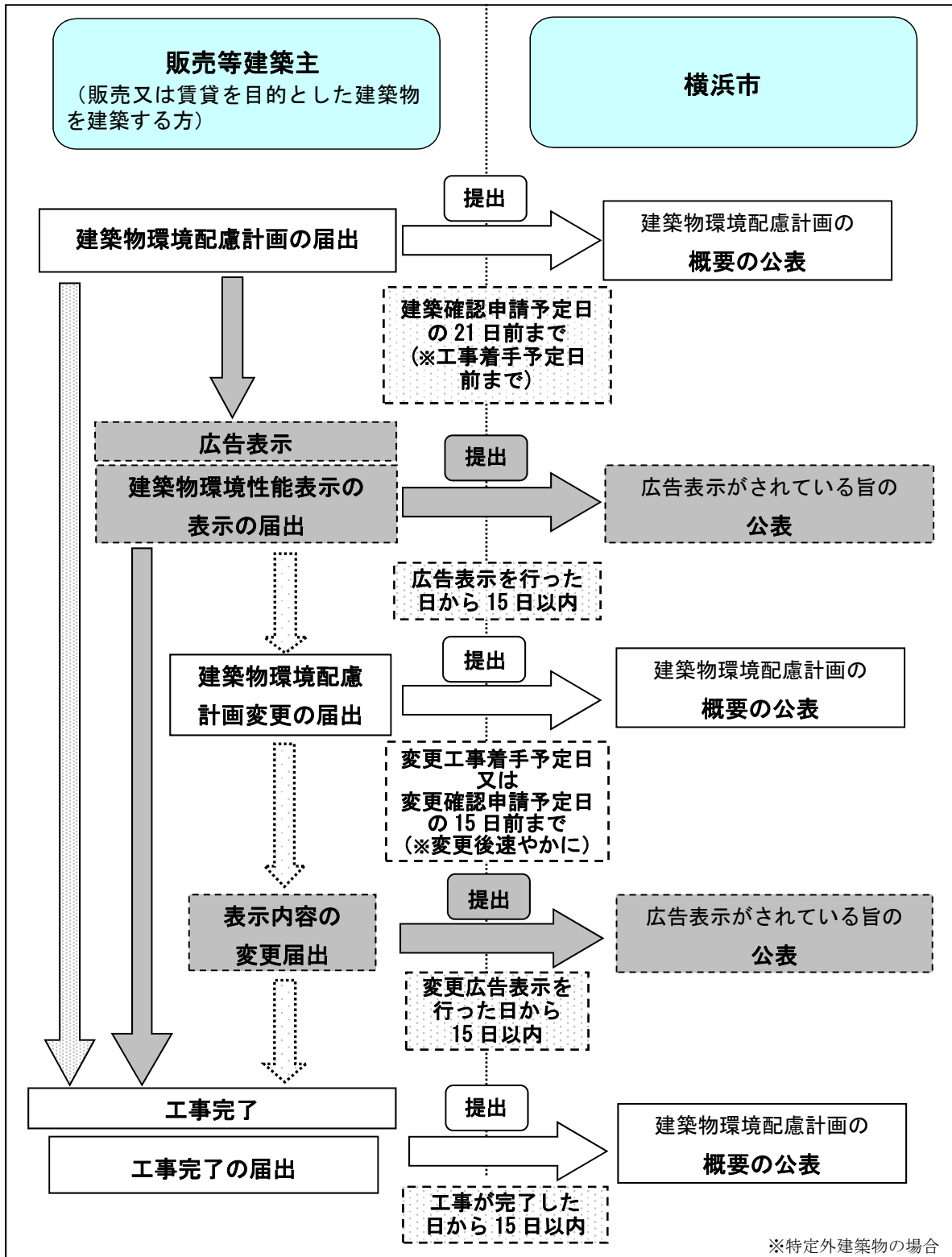


図 2-18 手続の流れ（フロー図）



11 届出様式及び注意事項

(1) 特定建築物(床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物)

建築物環境性能表示(変更)届出書の記入上の注意事項

細則第 36 号様式の 6 (第 2 条第 47 号の 6)

建築物環境性能表示(変更)届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市 長

届出者は販売等建築主です。

届出者 氏 名

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第 141 条の 10 の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称) 郵便番号 住 所 電話番号 ( )	届出者(販売等建築主)の住所等を記載してください。
2 特定建築物の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地	建築物環境配慮計画届出書の受付番号を記載してください。
3 建築物環境配慮計画届出書等の受付番号	建築物環境配慮計画届出書 第 号 建築物環境配慮計画変更届出書 第 号	
4 広告日	年 月 日	最初に広告に表示した日を記入してください。*
5 広告又はその写し	別添のとおり	※広告をした日から 15 日以内に届出が必要です。
6 販売受託者	フリガナ 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の) 郵便番号 住 所	広告又はその写しを添付して提出してください。
7 備考		変更届の場合は、建築物環境性能表示届出書の受付番号及び変更の概要を記載してください。
※受付処理欄	※特記欄	※欄は記入しないでください。

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。  
2 この届出書は、特定建築物ごとに提出してください。  
3 届出の変更の際は、7 欄に建築物環境性能表示届出書受付番号及び変更の概要を記載してください。



(2) 特定外建築物(床面積の合計が 2,000 m<sup>2</sup>未満の建築物)

特定外建築物環境性能表示 (変更) 届出書の記入上の注意事項

第 5 号様式

特定外建築物環境性能表示 (変更) 届出書

年 月 日

(届出先)  
 横浜市 長

届出者は販売等建築主です。

届出者 (特定外建築主) 氏 名

(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)

横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 特定外建築主	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の 郵便番号 住 所	届出者 (販売等建築主) の住所等を記載してください。
2 特定外建築物の名称及び所在地	フリガナ 名 称 所在地	特定外建築物環境配慮計画届出書の受付番号を記載してください。
3 特定外建築物環境配慮計画届出書等の受付番号	特定外建築物環境配慮計画届出書 第 号 特定外建築物環境配慮計画変更届出書 第 号	
4 広告日	年 月	最初に広告に表示した日を記入してください。※広告をした日から 15 日以内に届出が必要です。
5 広告又はその写し	別添のとおり	
6 販売等受託者	フリガナ 氏 名 (法人にあっては、名称及び代 郵便番号 住 所	広告又はその写しを添付して提出してください。
7 備考		変更届の場合は、特定外建築物環境性能表示届出書の受付番号及び変更の概要を記載してください。
※受付処理欄	※	※欄は記入しないでください。

- 備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。  
 2 この届出書は、特定外建築物ごとに提出してください。  
 3 届出の変更の際は、7 欄に特定外建築物環境性能表示届出書受付番号及び変更の概要を記載してください。



## 第三章 建築物環境配慮計画の作成方法等について

### 1 「CASBEE横浜」の作成方法

#### 1.1 CASBEE横浜の構成

届出対象建築物の建築物環境配慮計画を作成して届け出るためには、1) 届出建築物の環境性能評価、2) 評価結果に基づく公表シートの作成、を行う必要があります。

##### 届出建物の環境性能評価 (1.2 参照)

「CASBEE横浜 評価用ソフト」  
「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル 2016年版」  
「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル (2021年SDGs対応版)」



##### 公表シートの作成 (1.3 参照)

「CASBEE横浜 公表用ソフト」  
「CASBEE横浜 作成マニュアル (本書)」

#### 1.2 「CASBEE横浜」による環境性能評価

##### (1) 必要なソフトおよびマニュアル

- 「CASBEE横浜 評価用ソフト」  
届出対象建物の環境性能評価を行うためのソフトウェアです。  
CASBEE横浜のホームページからダウンロードして使用します。
- 「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル 2016年版」  
「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル (2021年SDGs対応版)」

※CASBEE横浜 2022年版より、SDGs対応版となりました。SDGs評価を行う場合(任意)は「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル (2021年SDGs対応版)」を参照してください。横浜独自項目の評価や各ソフトの操作にあたっては、当マニュアルを参照します。

##### 「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル 2016年版」の入手方法

CASBEE-建築(新築)評価マニュアルは、一般社団法人日本サステナブル建築協会から発行されており、インターネットの次のサイトから無償でダウンロード(PDFファイル形式)できます。

[https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas\\_nc.html](https://www.jsbc.or.jp/research-study/casbee/tools/cas_nc.html)

また、一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターより印刷物として販売されていますので、購入することもできます。(「CASBEE-建築(新築)評価マニュアル(2021年SDGs対応版)」は販売のみでPDF版ダウンロードはありません)







SDGs 対応版では、SDGs 達成に向けた取組み努力を自己検証するための「建築環境 SDGs チェックリスト」が整備されています。建築環境 SDGs の評価項目の集合と C A S B E E の評価項目の集合には重なる項目があるため、当該項目の評価には C A S B E E の評価結果を援用することで評価にかかる負担軽減がされています。

SDGs の評価は任意となっていますが、SDGs 達成に資する各種取組みを簡便に自己評価し、関係者に明示することができます。ぜひ、サステナビリティ推進活動にお役立てください。



## (2) 「CASBEE横浜 評価用ソフト」のシート構成

「CASBEE横浜 評価用ソフト」は次のようなシートにより構成されています。

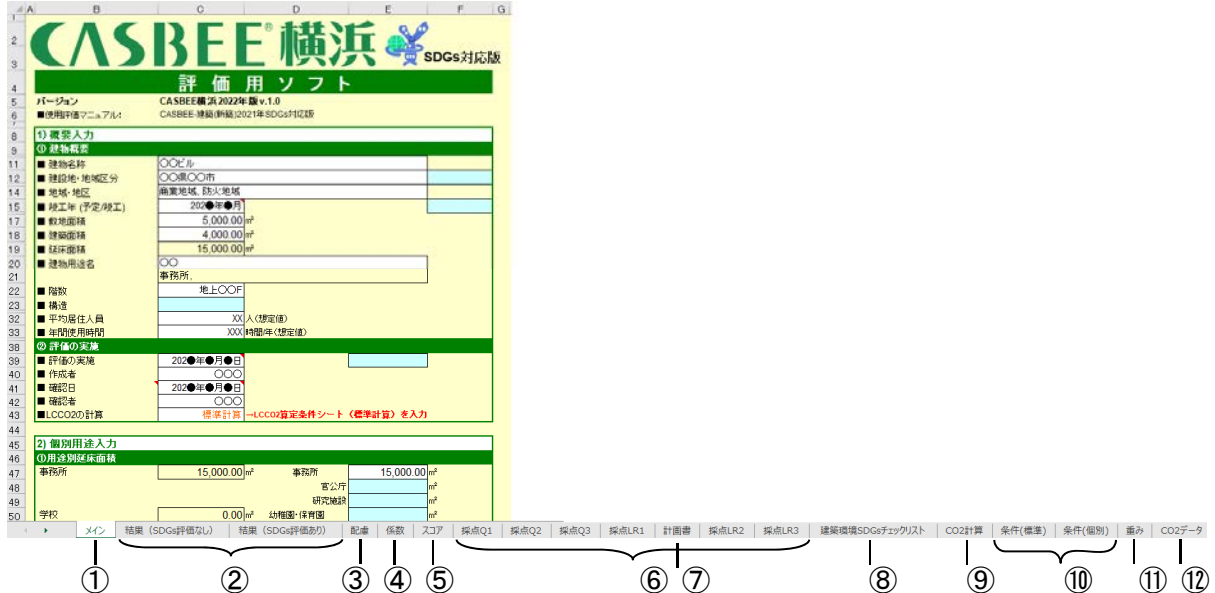


図 3-1 メインシート画面

- ① メインシート：基本データを入力してください。
- ② 結果シート：評価の結果を、グラフ・レーダーチャートなどで表示します。  
※SDGs 評価の有無にあわせてどちらかを選択します。
- ③ 配慮シート：Q1～LR3 各項目における環境配慮事項を記述します。
- ④ 係数シート：LCCO<sub>2</sub> 標準計算に用いられる排出係数の設定をします。
- ⑤ スコアシート：⑥採点シートで採点した結果を一覧で表示します。
- ⑥ 採点シート：各項目について、採点を入力するシートです。  
 Q-1 室内環境、Q-2 サービス性能、Q-3 室外環境（敷地内）  
 LR-1 エネルギー、計画書（省エネルギー計画書入力用紙）  
 LR-2 資源・マテリアル、LR-3 敷地外環境
- ⑦ 計画書シート：省エネルギー計画書から結果を転記するシートです。
- ⑧ 建築環境 SDGs チェックリスト：SDGs の各項目について、評価を入力するシートです。
- ⑨ CO<sub>2</sub> 計算シート：LCCO<sub>2</sub> の簡易計算法の過程です。
- ⑩ 条件シート：ライフサイクル CO<sub>2</sub> の算定条件を入力するシートです。
- ⑪ 重みシート：重み係数一覧です。
- ⑫ CO<sub>2</sub> データ：計算用のデータベースです。



(3) メインシートへの必要事項の記入

メインシートに評価する建物の概要（名称、用途、床面積等）をまず記入します。

メインシートに記述した事項は、結果シートにおける概要欄、解説シートにおける用途等に反映されます。

**CASBEE横浜 SDGs対応版 評価用ソフト**

バージョン: CASBEE横浜2022年版v.1.0  
 ■使用評価マニュアル: CASBEE-建築(新築)2021年SDGs対応版

**① 概要入力**

**① 建物概要**

■ 建物名称	〇〇ビル
■ 建設地・地域区分	〇〇県〇〇市
■ 地域・地区	商業地域、防火地域
■ 竣工年(予定/竣工)	202〇年〇月
■ 敷地面積	5,000.00 m <sup>2</sup>
■ 建築面積	4,000.00 m <sup>2</sup>
■ 延床面積	15,000.00 m <sup>2</sup>
■ 建物用途名	〇〇
■ 階数	地上〇〇F
■ 構造	
■ 平均居住人員	XX 人(想定値)
■ 年間使用時間	XXX 時間/年(想定値)

**② 評価の実施**

■ 評価の実施	202〇年〇月〇日
■ 作成者	〇〇〇
■ 確認日	202〇年〇月〇日
■ 確認者	〇〇〇
■ LCCO2の計算	標準計算 - LCCO2算定条件シート(標準計算)を入力

**② 個別用途入力**

**① 用途別延床面積**

事務所	15,000.00 m <sup>2</sup>	事務所	15,000.00 m <sup>2</sup>
学校	0.00 m <sup>2</sup>	官公庁	m <sup>2</sup>
物販店	0.00 m <sup>2</sup>	研究施設	m <sup>2</sup>
飲食店	m <sup>2</sup>	幼稚園・保育園	m <sup>2</sup>
集会所	0.00 m <sup>2</sup>	小・中学校(北海道)	m <sup>2</sup>
工場	m <sup>2</sup>	小・中学校(北海道以外)	m <sup>2</sup>
病院	m <sup>2</sup>	高校	m <sup>2</sup>
ホテル	m <sup>2</sup>	大学・専門学校	m <sup>2</sup>
非住宅 小計	15,000.00 m <sup>2</sup>	デパート・スーパー	m <sup>2</sup>
集合住宅	0.00 m <sup>2</sup>	コンビニエンスストア	m <sup>2</sup>
		家電量販店	m <sup>2</sup>
		その他物販	m <sup>2</sup>
		劇場・ホール	m <sup>2</sup>
		展示施設	m <sup>2</sup>
		スポーツ施設	m <sup>2</sup>
		うち省エネ計画対象面積	m <sup>2</sup>
		専用部	m <sup>2</sup>
		共用部	m <sup>2</sup>

**② 住居・宿泊部分の比率**

■ 病院の延床面積のうち、病室部分の床面積の比率	
■ ホテルの延床面積のうち、宿泊部分の床面積の比率	
■ 集合住宅の延床面積のうち、住戸部分の床面積の比率	0.00

**建物概要**  
 評価建物の基本情報（名称、建設地、規模等）を入力します。これらの情報は各シート、結果シートに自動的に転記されます。

※建物用途については、2)個別用途入力で選択した用途が表示されます。

**評価の実施**  
 評価実施の日付、評価者を入力します。

**建物用途名**  
 建築物省エネ法の届出に準じた対象用途の延べ床面積（容積緩和対象含む）を入力してください。事務所、学校、物販店、集会所は詳細用途別に面積を入力してください。

**住居・宿泊部の比率**  
 病院、ホテル、集合住宅については＜建物全体・共用部＞と＜住居・宿泊＞を別々に評価する項目があるので必ず入力してください。

図 3-2 「①メインシート」入力画面



#### （４）CASBEEの用途区分について

次の表を参考に、用途区分を分けて評価を行なってください。事務所、学校、物販店、集会所の各用途においては、詳細用途別に延床面積の入力を行ってください。

表 3-1 用途区分対応

建物用途名	詳細用途	適用	適用外	含まれる用途	類する用途
事務所	事務所、官公庁	事	事	事務所・庁舎・郵便局など	保健所・学習塾
学校	幼稚園・保育園、 小・中学校(北海道)、 小・中学校(北海道以外)、 高校、大学・専門学校	学	学	小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・専修学校・各種学校など	幼稚園・保育園
物販店	デパート・スーパー、 その他物販	物	物	百貨店・マーケットなど	理髪店・美容院などのサービス店舗
飲食店		飲	飲	飲食店・食堂・喫茶店など	
集会所	劇場・ホール、展示施設、 スポーツ施設	会	会	公会堂・集会場・図書館・博物館・ポーリング場・体育館・劇場・映画館など	寺院・ダンスホール・ぱちんこ店・その他の遊技場
病院		病	病	病院・老人ホーム・身体障害者福祉ホームなど	診療所
ホテル		ホ	ホ	ホテル・旅館など	
集合住宅		住	住	集合住宅(戸建は対象外)	
工場		工	工	工場・倉庫・車庫など	危険物取扱所・畜舎・観覧場

#### 注記

- ① 用途は、建築物省エネ法の届出に準じた運用とします。
- ② 1敷地内に、複数棟ある場合は、1棟ごとに特定建築物に該当するかを判定し、1棟ごとに建築物環境配慮計画を作成してください。  
建築工事に係わる「仮想閉空間」の敷地を想定し、評価を行うこととします。
- ③ 工については、1棟の延べ面積により特定建築物に該当するかを判定しますが、評価法については、生産エリアを除外し、主に居住エリア（執務スペース）を評価の対象とします。  
居住エリア（執務室、守衛室、管理人室等）の無い場合は、「Q-1の全項目とQ-2の機能性」については、対象外としてください。省エネ計算の届出が不要な建物では「LR-1の全項目」で対象外としてください。



### （5）配慮シートへの入力

「③配慮シート」には、Q1～LR3 各項目における環境配慮事項および、総合的なコンセプトを記述します。「その他」の欄にはCASBEEで評価し難い環境配慮の取組のほか、横浜市の制度等の適用がある場合に、その旨を記載します。

- ・横浜市市街地環境設計制度
- ・都市計画提案制度
- ・横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅 など

■ 環境設計の配慮事項		■ 建物名称
計画上の配慮事項		〇〇ビル
	注) 設計における総合的なコンセプトを簡潔に記載してください。	
その他	物の保存など、建物自体の環境性能としてCASBEEで評価し難い環境配慮の取組みがあれば、ここに記載してください。	

図 3-3 「③配慮シート」

### （6）スコアシート及び採点シートへの入力（スコアシートは公表しません）

「⑥採点シート」により採点を行っていただければ、自動的に採点結果は「⑤スコアシート」評価点欄に表示されます。

スコアシートでは、「スコアシートの評価点欄」において3点を超える評価（4点、5点）を行った項目については、セルに青味がかかりますので、対象部分の採点シートの環境配慮概要へ評価の根拠となる配慮事項を簡潔に（30字程度）記述してください。（入力した内容はスコアシートへ反映されます。）文章が長くなってしまう場合は、根拠資料に記載し、環境配慮概要欄には「別紙のとおり」と記載してください。昼光率等、数値入力項目も入力します。（3点を超える項目のみ）

また、Q3 と LR3-2.2 については、評価項目として3点を超えていなくても、環境配慮概要へ「別紙のとおり」と記載し、評価する取組のうち、ポイントを取得している項目について、「対象部分の数値入力」をし、根拠資料へ評価の根拠となる配慮事項の記載をしてください。

評価ポイント数で評価を行った項目について、評価ポイントを加算した項目はスコアシートの「評価する取組み」の一覧表で確認することができます。数値入力した項目についても、スコアシートの「主な指標」の一覧表で確認することができます。



■建物名称 OOEビル

Q1 室内環境

色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメント※を記入。

※環境配慮の概要は最長30字程度。レベル3を超える場合は必ず記入し、多い場合は「別紙のとおり」と記載した上で、別添根拠資料へ記載する。

1 音環境

1.1 室内騒音レベル

建物全体・共用部分 重み係数(既定) = 0.40						住居・宿泊部分 重み係数(既定) = 0.00	
レベル 3.0	事・会(屋外)・病(待)ホ・工・住	学(六学等)・会(図)・病(診)	物・飲	会(他)	学(小中高)	レベル 3.0	病・ホ・住
レベル 1	50< [騒音レベル]	45< [騒音レベル]	55< [騒音レベル]	40< [騒音レベル]	60< [騒音レベル]	レベル 1	45< [騒音レベル]
レベル 2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)	50< [騒音レベル] ≤ 60	レベル 2	(該当するレベルなし)
■レベル 3	45< [騒音レベル] ≤ 50	40< [騒音レベル] ≤ 45	50< [騒音レベル] ≤ 55	35< [騒音レベル] ≤ 40	45< [騒音レベル] ≤ 50	■レベル 3	40< [騒音レベル] ≤ 45
レベル 4	40< [騒音レベル] ≤ 45	35< [騒音レベル] ≤ 40	45< [騒音レベル] ≤ 50	30< [騒音レベル] ≤ 35	35< [騒音レベル] ≤ 45	レベル 4	35< [騒音レベル] ≤ 40
レベル 5	[騒音レベル] ≤ 40	[騒音レベル] ≤ 35	[騒音レベル] ≤ 45	[騒音レベル] ≤ 30	[騒音レベル] ≤ 35	レベル 5	[騒音レベル] ≤ 35

環境配慮概要

1.2 遮音

1.2.1 開口部遮音性能

建物全体・共用部分	
レベル 5.0	
レベル 1	T-1未満
レベル 2	(該当するレベルなし)
レベル 3	T-1
レベル 4	(該当するレベルなし)
■レベル 5	T-2以上

環境配慮概要 開口部遮音性能 T-2以上

3点を超える評価を行った項目については、環境配慮概要へ評価の根拠となる配慮事項を簡潔に記述してください。

図 3-4 「⑥採点シート」における記述例 I

CASBEE横浜2022年版v.1.0		OOEビル		■使用評価マニュアル CASBEE-建築(新築)2021年SDGs対応版		■評価ソフト: CASBEE横浜2022年版v.1.0				
スコアシート 基本設計段階		重点項目		環境配慮設計の概要記入欄		評価点	重み	評価点	重み	全体
配慮項目		非住宅	集合住宅							
Q 建築物の環境品質										3.5
Q1 室内環境										3.2
1 音環境						3.4	0.15			3.4
1.1 室内騒音レベル						3.0	0.40	3.0		
1.2 遮音						4.2	0.40			
1 開口部遮音性能						5.0	0.60	3.0		
2 界壁遮音性能						3.0	0.40	3.0		
3 界床遮音性能(軽量衝撃源)						1.0		3.0		
4 界床遮音性能(重量衝撃源)						3.0		3.0		
1.3 吸音						3.0	0.20	3.0		
2 温熱環境			W			3.0	0.35			3.0
2.1 室温制御						3.0	0.50			
1 室温			W ④			3.0	0.38	3.0		
2 外皮性能			W ④	W ⑤		3.0	0.25	3.0		
3 ソーン別制御性			W ④			3.0	0.38			

入力した内容はスコアシートへ反映されます。

開口部遮音性能 T-2以上

図 3-5 「⑤スコアシート」における記述例 I



■建物名称 ○○ビル

Q3 室外環境(敷地内)

[Color selection box]

色調について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメント※を記入。

※環境配慮の概要は最長30字程度。レベル3を超える場合は必ず記入し、多い場合は配慮シートに記述する。

1 生物環境の保全と創出

重み係数(既定)= 0.30	
レベル 3.0	「別紙のとおり」と記載し、別途根拠資料へ評価の根拠となる配慮事項を記載します。
レベル	
レベル	
■レベル 3	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、標準的な取り組みが行われている。(評価ポイント7~9)
レベル 4	生物環境の保全と創出に関して配慮されており、比較的多くの取り組みが行われている。(評価ポイント10~12)
レベル 5	生物環境の保全と創出に関して十分配慮されており、充実した取り組みが行われている。(評価ポイント13以上)

環境配慮概要	別紙のとおり	※加点の場合は各項目の具体的な取組みを記入。	
外構緑化指数	34%	34.0%	各面積(m <sup>2</sup> )
建物緑化指数	5%	5.8%	外構面積 1,000.0
			中高木の樹冠の水平投影面積 300.0
			低木・地被等の植栽面積 40.0
			建築面積 4,000.0
			屋上緑化面積 200.0
			壁面緑化面積 30.0

評価する取組み

レベル 3.0	評価項目	評価内容	評価ポイント
No.1	I 立地特性の把握と計画方針設定	特性に基づい	2
No.2	II 生物資源の保存と復元	または復元して	2
No.3	III 緑の量の確保	1) 外構緑化指数が、 ・10%以上20%未満を示す規模の外構緑化を行い、なおかつ中高木を植栽している。(1ポイント) ・20%以上50%未満を示す規模の外構緑化を行っている。(2ポイント) ・50%以上を示す規模の外構緑化を行っている。(3ポイント)	外構緑化指数 = 34%
No.4		2) 建物緑化指数が、 ・5%以上20%未満を示す規模の建築物の緑化を行っている。(1ポイント) ・20%以上を示す規模の建築物の緑化を行っている。(2ポイント)	建物緑化指数 = 5%

ポイントを取得している項目については、評価対象部分の数値の入力をしてください。

図 3-6 「⑥採点シート」における記述例 II



CASBEE横浜2022年版v.1.0

〇〇ビル

評価する取組み	合計	合計2	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13
<b>Q2 サービス性能</b>															
1.2.3 内装計画	2.0	2.0	○	○	-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-
1.3.1 維持管理に配慮した設計	5.0		○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-
1.3.2 維持管理用機能の確保	7.0		○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-
2.4.1 空調・換気設備	1.0		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.4.2 給排水・衛生設備	2.0	1.0	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
2.4.3 電気設備	2.0	2.0	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-
2.4.5 通信・情報設備	2.0		-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>Q3 室外環境(敷地内)</b>															
1 生物資源の保全と創出	10.0		-	-	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	-	-	-
2 まちなみ・景観への配慮	4.0		2.0	1.0	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.1 地域性への配慮、快適性の向上	5.0		1.0	-	1.0	1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
3.2 敷地内温熱環境の向上	8.0		2.0	-	1.0	1.0	-	2.0	-	2.0	-	-	-	-	-
<b>LR1 エネルギー</b>															
2 自然エネルギー利用	1.0		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>LR2 資源・マテリアル</b>															
1.2.2 雑排水等再利用システム導入の有無			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.1 材料使用量の削減	2.0		-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2.6 部材の再利用可能性向上への取組み			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.1 有害物質を含まない材料の使用			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>LR3 敷地外環境</b>															
2.2 温熱環境悪化の改善	11.0		-	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	-	2.0	1.0	1.0	-	-	-
2.3.3 交通負荷抑制	4.0		-	1.0	1.0	1.0	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
2.3.4 廃棄物処理負荷抑制	4.0		1.0	1.0	1.0	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-
3.2.2 砂塵の抑制	2.0		2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3.3.1 屋外騒音及び屋内騒音のうち外に属する声への対策	4.0		2.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

評価ポイントを加算した項目やポイント数を確認できます。

主な指標		窓システムSG 0.5		窓の日射取得率(eta) -	
2.1.3 外皮性能		U値(W/m2K)	窓システム 4.0	屋根 2.0	外壁 2.0
		住戸割合	窓システムU値 -	外皮UA値 -	eta AG -
3.1.1 昼光率		昼光率	23%		
4.2.2 自然換気性能		自然換気有効開口面積率	3.3%		
<b>Q2 サービス性能</b>		軌跡スペース	6.0㎡/人	納床	8.0㎡/床
1.1.1 広さ・収納性		シングル	15.0㎡	ツイン	22.0㎡
1.1.2 高機能情報通信設備対応		コンセント容量	30.0 VA/㎡		
1.2.1 広さ・景観		天井高	2.5 m		
1.2.2 リフレッシュスペース		リフレッシュスペース	0.5%		
2.2.1 躯体材料の耐用年数		想定耐用年数	25 年		
2.2.2 外壁仕上げ材の補修必要間隔		想定必要間隔	20 年		
2.2.3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔		想定必要間隔	0 年		
2.2.6 主要設備機器の更新必要間隔		想定必要間隔	0 年		
3.1.1 階高のゆとり		階高	3.2 m		
3.1.2 空間の形状・自由さ		登長さ比率	20.0%		
3.2 荷重のゆとり		床荷重	4000 N/m2		
<b>Q3 室外環境(敷地内)</b>		外緑化指標	34%	緑化指標	5%
1 生物資源の保全と創出		空地率	20%	水平投影面積率	10%
2 敷地内温熱環境の向上		地表面対策面積率	13%	舗装面積率	8%
<b>LR1 エネルギー</b>		BPI/BPI <sub>m</sub>	0.75	断熱等性能等級	等級2 相当
1 建物外皮の熱負荷抑制		自然エネルギー直接利用量	0 MJ/年㎡	採光を講じた窓窓換	80.0%
2 自然エネルギー利用				採光を講じた住戸換	80.0%
				通風を講じた窓窓換	80.0%
				通風を講じた住戸換	80.0%
3 設備システムの高効率化		BPI/BPI <sub>m</sub>	非住宅 0.80	住宅 -	太陽光 0kW
				太陽熱等	0kW
				蓄電池	0kW
<b>LR2 資源・マテリアル</b>		雨水利用率	0.0%		
1.2.1 雨水利用システム導入の有無		特定調達品目	-	エコマーク商品	-
2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用		使用比率	5.0%	自治体指定の特定品目等	-
2.5 持続可能な森林から産出された木材		オゾン層破壊係数(ODP)		地球温暖化係数(GWP)	
3.2.1 消火剤		オゾン層破壊係数(ODP)	0	地球温暖化係数(GWP)	1430
3.2.2 発泡剤(断熱材等)		オゾン層破壊係数(ODP)	0	地球温暖化係数(GWP)	8
3.2.3 冷媒					
<b>LR3 敷地外環境</b>		見付面積比	44%	隣接関係指標Rw	0.40
2.2 温熱環境悪化の改善		地表面対策面積率	26.0%	屋根面対策面積率	6.0%
		見付面積Sb	49,000㎡	垂直風向と直交する最大風向Vs	200 m
		緑地	430㎡	保水性対策面	300㎡
				高反射対策面	200㎡
				再帰性反射対策面	300㎡

採点シートで入力した数値が反映されます。

図 3-7 「⑤スコアシート」における「評価する取組み一覧表」と「主な指標」





（7）建築環境 SDGs チェックリストの入力

任意で SDGs の評価を行う場合、建築環境 SDGs チェックリストの入力を行います。採点ボタンが灰色で塗られている部分については、CASBEEの採点結果を援用する項目であり、新たな採点は不要です。その他、採点ボタンが白色で塗られている部分について、該当するボタンを選択することで採点ができます。また、評価する取組みに例示されていない先駆的取組みがある場合は、特筆事項に取組内容を記載した上で、加点対象へチェックを入れて加点できます。（ただし、加点は最大1点、評価項目点数の合計3点まで）

建築環境SDGsチェックリスト

SDGs	目標	評価する取組	対象用途	備考 (該当項目)	取り組んでいない (1点)	取り組んでいる (2点)	積極的に取り組んでいる (3点)	特筆事項	加点対象	点数
ゴール1	経済をたくましくする	3.1.1 快適な室温を確保する	全用途	2023年度		●		特筆事項記入欄	<input checked="" type="checkbox"/>	3.0
ゴール2	健康を元気にする	3.1.2 換気性能を確保する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
ゴール3	気候変動に脅かされる生態系を元気にする	3.1.3 内装の自然素材を使用する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
ゴール4	健康と福祉を元気にする	3.2.1 適切な換気システムを導入している	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
		3.2.2 適切な湿度制御をする	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
		3.2.3 室内の空気質について対策する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	3.0
		3.2.4 振動環境を防止する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
		3.2.5 水回りの衛生を維持する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	3.0
ゴール5	社会・経済を元気にする	3.3.1 建築物を利用して適切な明るさを確保する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	3.0
		3.3.2 窓のよけを適切にする	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
		3.3.3 適切な照明を備える	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
ゴール6	エネルギーを元気にする	3.4.1 燃費・換気性能を確保する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0
		3.5.1 建築物の耐震対策を実施する	全用途	2023年度		○	●	○		<input type="checkbox"/>
ゴール8	住みやすい社会を元気にする	3.6.1 バリアフリー対策を実施する	全用途	2023年度		●			<input type="checkbox"/>	2.0

図 3-8 「⑧建築環境 SDGs チェックリスト」



(8) CASBEE横浜の評価結果 (公表します)

結果シート (公表用) には、Q (建築物の環境品質) と LR (建築物の環境負荷低減性)、BEE (建築物の環境効率)、LCCO<sub>2</sub> 排出率の結果が、グラフと数値で表示されます。

結果シートはSDGsの「評価なし」と「評価あり」の2種類あります。SDGsの評価を行った場合は、SDGs「評価あり」の方が公表されます。(SDGs評価は任意)

CASBEE横浜の結果シート このシートは公表します。

## 評価結果

XX-XXX

■使用評価マニュアル: CASBEE-集約評価2021年SDGs対応版 | 使用評価ソフト: CASBEE横浜2022年版 v.1.0

1-1 建物概要		1-2 外観	
建物名称	〇〇ビル	階数	地上〇〇F
建設地	〇〇県〇〇市	構造	
用途地域	商業地域、防火地域	平均居住人員	XX 人
地域区分	6地域	年間使用時間	XXX 時間/年(標準)
建物用途	事務所	評価の段階	
竣工年	202●年●月 0.0	評価の実施日	202●年●月●日
敷地面積	5,000 m <sup>2</sup>	作成者	〇〇〇
建築面積	4,000 m <sup>2</sup>	確認日	202●年●月●日
延床面積	15,000 m <sup>2</sup>	確認者	〇〇〇

シートが保護されていますので、貼り付け画像 (JPEG形式等) は別途、電子データで提出してください。

### 2-1 建築物の環境効率 (BEEランク&チャート)

BEE = 2.2

### 2-2 ライフサイクルCO<sub>2</sub> (温暖化影響チャート)

### 2-3 大項目の評価 (レーダーチャート)

### 2-4 中項目の評価 (バーチャート)

Q 環境品質			
Q1 室内環境	Q2 サービス性能	Q3 室外環境 (敷地内)	
Q1のスコア= 3.2	Q2のスコア= 3.4	Q3のスコア= 4.0	
音環境, 温熱環境, 光環境, 空気環境	機密性, 耐用性, 対応性	生物環境, 支那, 地域性	

LR 環境負荷低減性		
LR1 エネルギー	LR2 資源・マテリアル	LR3 敷地外環境
LR1のスコア= 4.5	LR2のスコア= 3.2	LR3のスコア= 3.6
建物外気の, 自然エネ, 設置シスト, 効率的	水資源, 非再生材料の, 汚染物質	地球温暖化

### 2-3 建築環境SDGsチェックリスト評価結果

SDGs 1, 2, 10, 14, 16は他のゴールに集約されています

SDGs 評価ありの場合、レーダーチャート部分が SDGs 評価結果の表示になります

図 3-9 「②結果シート」



### 1.3 CASBEE横浜 公表用ソフト

「CASBEE横浜 公表用ソフト」は、横浜市の4つの重点項目（E：建築物の省エネルギー性能、W：健康・快適な職住環境、R：防災への配慮、T：地域・まちづくりへの貢献）への取組内容をわかりやすく公表するための「重点項目シート」「公表用スコアシート」を作成するために使用します。

（横浜市の重点項目については、第Ⅰ章 - 6 参照）

#### （1）CASBEE横浜 公表用ソフトのシート構成

CASBEE横浜 公表用ソフトのシートは、次の7枚構成です。

- [1] 入力シート1（共通）：4つの重点項目への取組内容と得点を記述します。
- [2] 入力シート2（事務所用）：知的生産性向上の取組の採点をします。
- [3] 入力シート3（集合住宅用）：健康と安心の取組の採点をします。
- [4] 入力シート4（スコア転記）：CASBEE横浜評価用ソフトの評価結果（スコアシート）を転記（コピー&ペースト）します。
- [5] 重点項目シート（非住宅用）：[1]で入力した内容を表示します。＜出力用＞
- [6] 重点項目シート（集合住宅用）：[1]で入力した内容を表示します。＜出力用＞
- [7] 公表用スコアシート：[4]で転記された各項目のスコアおよび[2][3]の評価結果を公表用フォーマットで表示します。＜出力用＞

#### （2）4つの重点項目への取組状況の入力（入力シート1～3）

ここで記載の取組内容は、[5]、[6]重点項目シートでそのままホームページ等に公表しますので、できる限り分かりやすく記述するようにしてください。

##### [1] 入力シート1（共通）

各重点項目に含まれる環境配慮の範囲が広いと、重点項目ごとに丸囲み数字で小項目を挙げています。該当する小項目（①～）の番号を示し、配慮内容を記述してください。

重点項目に該当するCASBEE横浜の評価項目で、3点を超える評価を行った場合は、記述が必須となります。スコアシート（CASBEE横浜評価用ソフト）の「環境配慮設計の概要記入欄」に記述していただいた内容を参考に、記述してください（必須）。

なお、各重点項目における取組の得点は、次節「2.1 各重点項目の解説と評価方法」に基づいて評価・算出しますが、次の「（3）「CASBEE横浜 評価用ソフト」からのコピーと貼付け」により自動算出されますので、この結果を入力します。

「（3）「CASBEE横浜 評価用ソフト」からのコピーと貼付け」を行った場合は、スコアが3を超える得点となった項目が、入力シート上に赤字で表示されますので、必ず環境配慮設計の概要を入力してください。また、入力シート2でスコアが3を超える場合と、入



カシート3でスコアが5となった項目についても同様に、環境配慮設計の概要を入力してください。

「E：建築物の省エネルギー性能」では配慮内容に加え、エネルギー性能の入力欄に、一次エネルギー消費量の削減率、省エネルギー基準への適合状況を住宅部分と非住宅部分それぞれについて入力してください。ここで、一次エネルギー消費量の削減率は、設計一次エネルギー消費量（※）の基準一次エネルギー消費量（※）からの削減率（一未満の数値があるときはこれを切り捨てる）とします。なお、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超える場合においては、増加率とします。

（※その他一次エネルギー消費量を除く）

「W：健康・快適な職住環境」では、非住宅用途の建物は＜非住宅＞の欄に、集合住宅は＜集合住宅＞の欄に入力します。

- ・ ＜非住宅＞の欄では、建物用途（事務所の有無、工場用途のみか否か）をプルダウンメニューで選択します。なお、事務所用途を含む建物では、次の[2]入力シート2で知的生産性向上への取組状況を評価します。
- ・ ＜集合住宅＞の欄では、住戸部分の外皮性能について断熱等性能等級をプルダウンメニューから選択します。また、次の[3]入力シート3で健康と安心に関する取組状況を評価します。その他の対策として、自然材料や通風対策について工夫の有無をプルダウンで選択し、「あり」の場合は、具体的な対策を記述欄に記載します。

環境配慮技術の導入については、太陽光発電などの導入状況、エネルギーマネジメントシステムの導入状況、その他の環境配慮技術の導入状況をプルダウンメニューより選択します。導入ありの環境配慮技術については、その導入規模（kW、面積など）や導入箇所（共用部、事務所部分、各住戸など）を該当する重点項目の記述欄に記載してください。

また、「建築物の木材利用に関する評価並びに木材利用優良建築物の表彰及び当該建築物に係る計画であることの確認に関する要綱」第3条に定める方法により、任意で木材利用の評価を行い、木材使用量がレベル3以上、又は対象建築物の周囲や利用者から見える場所に木材が利用されているものについては、木材利用「あり」とします。



**CASBEE横浜**      **重点項目への取組内容の入力1**      <共通>

建物名称: 〇〇ビル      受付番号: XX - XXX      受付日: 2022/00/00

4 横浜市重点項目についての環境配慮概要      受付番号は、手続終了時に記入しますので届出時はこのままで結構です。

各項目について配慮した内容を、該当する番号(①~)を示し記述してください。

建築物の省エネルギー性能 (E) Energy Saving	<非住宅>	重点項目への取組(達成済)	【省エネルギー性能】	5
	<集合住宅>	重点項目への取組(達成済)	【省エネルギー性能】	5
建築物用途	非住宅用途 <input checked="" type="checkbox"/> あり      集合住宅 <input type="checkbox"/> なし			
省エネルギー性能(国土交通省告示に基づく表示)	<非住宅>	<集合住宅>		
◆一次エネルギー消費量の削減率	BE-Btm= 0.60	0.80		
◆省エネルギー基準への適否	一次エネルギー消費量 適合	適合		
	外気基準 対象外	適合		
省エネルギー対策	(①建築物外皮の熱負荷抑制      ②自然エネルギー利用      ③数値目標の達成率化(④効率的運用)			

赤字になった項目については記述は必須です。

建築物の省エネルギー性能(E)  
■エネルギー対策(① 建築物外皮の熱負荷抑制 ②...)

↓  
E ①

建築物の省エネ性能について削減率、基準への適否を記入します。非住宅と集合住宅はそれぞれを入力します。

健康・快適な居住環境 (W) Smart Wellness Community	<集合住宅>			3
室内環境対策	(②外皮性能)			
◆断熱性能等級	等級4	(相当)		
健康と安心対策	(⑤健康対策      ⑦犯罪対策)			
				4
地域・まちづくり				4

重点項目への取組度合いを算出・表示します。

重点項目の内、3点を超える項目について、取組内容を記述してください。(必須)  
(スコアシートの転記を行った場合は項目が赤字になります。)  
注)1行あたり60文字以内で入力してください。

太陽光発電や太陽熱利用、エネルギーマネジメントシステム他、環境配慮技術の導入の有無をプルダウンメニューから選びます。「あり」を選んだ技術については具体的な導入規模等を、該当する重点項目の記述欄に記入します。

環境配慮技術			
太陽光発電などの導入	太陽光利用	燃料電池	あり
エネルギーマネジメントシステム導入	HEMS	コジェネレーション	あり
	MEMS	建築物間のエネルギー融通	なし
	BEMS	蓄熱設備 ※	あり
	CEMS	蓄電池	あり
		雨水等利用設備	あり
		木材利用	あり
		その他	なし
		技術名	XXX

図 3-10 [1] 入力シート 1 (共通) (入力例)



[2] 入力シート2 (事務所用)

事務用途を含む建物で、知的生産性向上への取組状況を入力します。(評価方法の詳細は、次節「2 CASBEE横浜の重点項目と独自項目の評価方法」参照)

CASBEE横浜

重点項目への取組内容の入力2<事務所用>

知的生産性向上への取組		W③	
レベル 3.0	事		
レベル 1	評価する取組み表の取組ポイントの合計値	0ポイント	
レベル 2	評価する取組み表の取組ポイントの合計値	1ポイント	
■レベル 3	評価する取組み表の取組ポイントの合計値	2~4ポイント	
レベル 4	評価する取組み表の取組ポイントの合計値	5~7ポイント	
レベル 5	評価する取組み表の取組ポイントの合計値	8ポイント	
評価する取組み			
採点	評価項目	評価内容	評価ポイント
2ポイント	建築計画の工夫によるレイアウトの柔軟性	執務室のレイアウト変更等に柔軟に対応できる建築的工夫が行われおり(1ポイント)、さらに設備的にもその柔軟性に対応している(+1ポイント)を有している。	2
0ポイント	ワークスペース空間における工夫	就業スタイルに配慮したワークスペースの計画となっている。	1
1ポイント		ワークスペースの計画にワーカーの意見を取り入れている。	1
1ポイント	ミーティングスペースの設え	コミュニケーションの誘発を意図して計画されたミーティングスペースが共用部もしくは専用部にある。	1
0ポイント	リフレッシュスペースの設え	魅力的なりフレッシュスペースが共用部もしくは専用部にある。	1
0ポイント	食堂、カフェの有無と設え	魅力的な食堂、カフェスペースが共用部もしくは専用部にある。	1
0ポイント	移動空間(廊下等)の設え	移動空間中にコミュニケーションを誘発する設え上の工夫が施されている。	1
0ポイント	エントランスの設え	組織のイニシアティブを印象付ける魅力的な設えが施されている。もしくは、魅力的な空間形成がなされている。	1
0ポイント	アトリウム等の有無及び工夫	アトリウムや中庭等の空間的に豊かな中間領域が形成されている。	1
0ポイント	その他	その他、知的生産性の向上に資する取組みを行っている。	1
合計=		4ポイント	

図 3-11 [2] 入力シート2 (入力例)



[3] 入力シート3 (集合住宅用)

集合住宅で、健康と安心への取組状況を入力します。(評価方法の詳細は、次節「2 CASBEE横浜の重点項目と独自項目の評価方法」参照)

CASBEE横浜 重点項目への取組内容の入力3<集合住宅用>

1 化学汚染物質の対策

W⑥

レベル3	住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
■レベル3	日本住宅性能表示基準「6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」における等級1を満たしている。
レベル4	日本住宅性能表示基準「6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」における等級2を満たしている。
レベル5	日本住宅性能表示基準「6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」における等級3を満たしている。

2 適切な換気計画

W⑥

レベル3	住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	レベル3を満たさない
■レベル3	台所、便所、浴室で発生する汚染物質に対して、換気等の適切な処理計画がなされている。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	レベル3を満たした上で、各居室に必要な換気量が確保できる計画がなされている。

3 結露・カビ対策

W⑥

レベル3	住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
■レベル3	内装は清掃、メンテナンスに配慮したものとされており、窓開け換気などで室内の湿分を除去できる配慮された計画となっている。
レベル4	レベル3を満たした上で住まい手に対して、住まい方による結露・かび対策について「住まいのしおり」等で提案している。
レベル5	レベル3を満たした上で、除湿機の設置や、24時間全室空調システムを設置し湿度上昇を抑える計画となっている。

4 犯罪に備える

共用部の防犯対策

W⑦

レベル4	住
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組み1のうち、何れか3つ以上に取り組んでいる。
■レベル4	レベル3を満たした上で、評価する取組み2のうち、何れか2つ以上に取り組んでいる。
レベル5	レベル4を満たした上で、先進的な対策の何れかに取り組んでいる。

評価する取組み

項目	採点	評価する取組み1	採点	評価する取組み2
1. エントランス・廊下	○	・袋小路など死角が出来ないような工夫		・オートロック等の防犯対策
		・防犯カメラの設置		
2. エレベーター		・防犯窓、または防犯カメラの設置		
3. 駐車場や緑地等の建物周囲	○	・見通しの良いフェンスや低い生垣などによる見通しの確保		・防犯カメラの設置
		・夜間照明の設置		○
4. その他の対策			○	・警備会社へのオンライン通報システムを導入している。
				・警備員が24時間常駐あるいは定期的な巡回を行っている。
	合計=	3	合計=	2

項目	採点	取組み
先進的な対策		・エントランス、エレベーターホール入口など、2ヶ所以上のセキュリティゲートを通り、入館するオートロックシステムを備えている。
		・エレベーター着床階連動装置を備えている。(ICカードを使った入居階のみ着床の連動制御システム)
		・共連れ防止に配慮したセキュリティシステム(セキュリティゲート又は、入居者以外の侵入者を感知するシステム)を備えている。
		・生体認証システム(指紋・光彩等)を備えている。
		・その他

図 3-12 [3] 入力シート3 (入力例)



(3) 「CASBEE横浜 評価用ソフト」からのコピーと貼り付け (入力シート4)

[4] 入力シート4 (スコア転記)

「CASBEE横浜 評価用ソフト」のスコアシートから、図に赤枠で示す範囲をコピーし「CASBEE横浜 公表用ソフト」の「スコア転記シート」の赤枠内に、ペースト (値で貼り付け) します。

※ 「CASBEE横浜 評価用ソフト」のスコアシートのコピー範囲 ; セル Q3:U194

スコアシート (CASBEE横浜 評価用ソフト)

配慮項目	要記入欄	評価点	重み係数	評価点	重み係数	全体
Q 建築物の環境品質						3.5
Q1 室内環境						3.2
1 音環境						3.4
1.1 室内騒音レベル		3.4	0.15			3.4
1.2 遮音		3.0	0.40	3.0		
1 開口部遮音性能		4.2	0.40			
2 界壁遮音性能		5.0	0.60	3.0		
3 界床遮音性能 (軽量衝撃源)		3.0	0.40	3.0		
4 界床遮音性能 (重量衝撃源)		1.0		3.0		
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0		
2 温熱環境						3.0
2.1 室温制御						3.0
2.2 温熱環境悪化の改善		4.0	0.25			
2.3 地域インフラへの負荷抑制		3.0	0.50			
1 雨水排水負荷低減		3.7	0.25			
2 汚水処理負荷抑制		3.0	0.25			
3 交通負荷抑制		5.0	0.25			
4 廃棄物処理負荷抑制		3.0	0.25			
3 周辺環境への配慮						3.2
3.1 騒音・振動・悪臭の防止						3.2
1 騒音		3.2	0.33			
2 振動		3.0	0.40			
3 悪臭		3.0	0.33			
3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制						3.0
1 風害の抑制		3.0	0.33			
2 砂塵の抑制		3.0	0.33			
3 日照障害の抑制		3.0	0.40			
3.3 光害の抑制						3.0
1 屋外照明及び屋内照明のうらみに漏れる光への対策		3.0	0.70			
2 屋外の建築物外壁による反射光(グレア)への対策		3.0	0.30			

スコア転記シート (CASBEE横浜 公表用ソフト)

配慮項目	環境配慮設計の要記入欄	評価点	重み係数	評価点	重み係数	全体
Q 建築物の環境品質						3.5
Q1 室内環境						3.2
1 音環境						3.4
1.1 騒音		3.4	0.15			3.4
1.2 遮音		3.0	0.40	3.0		
1 開口部遮音性能		4.2	0.40			
2 界壁遮音性能		5.0	0.60	3.0		
3 界床遮音性能 (軽量衝撃源)		3.0	0.40	3.0		
4 界床遮音性能 (重量衝撃源)		1.0		3.0		
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0		
2 温熱環境						3.0
2.1 室温制御						3.0
1 室温		3.0	0.50			
2 外皮性能		3.0	0.38	3.0		
		3.0	0.25	3.0		





図 3-13 CASBEE横浜評価用ソフトから「[4]入力シート4」へのコピー&ペースト

#### （4）公表用シートの出力

##### [5][6] 「CASBEE横浜」重点項目シート

重点項目シートは、横浜市の4つの重点項目（E：建築物の省エネルギー性能、W：健康・快適な職住環境、R：防災への配慮、T：地域・まちづくりへの貢献）への取組内容を5点満点で表示し、わかりやすく公表するためのものです。

##### [7] 「CASBEE横浜」公表用スコアシート

公表用スコアシートは、スコアシート（CASBEE横浜評価用ソフト）の概要記入欄を削除し、重点項目をわかりやすく表示して、公表用に加工したものです。数値は自動的に転記されますので、公表用スコアシートに新たに入力する事項はありません。

公表用スコアシートには、横浜市重点項目である「建築物の省エネルギー性能（**E**：Energy Saving）」、「健康・快適な職住環境（**W**：Smart Wellness Community）」、「防災への配慮（**R**：Resilience）」、「地域・まちづくりへの貢献（**T**：Township and Townscape）」に主として該当する項目が表示されているので、各重点項目に対応する具体的な取組の自己評価結果がわかるようになっています。



重点項目シート このシートは公表します。

# CASBEE横浜

|

## 評価結果

|

### XX-XXX

CASBEE横浜2022年版v.1.0

4 横浜市重点項目についての環境配慮概要 <非住宅>			
各項目について配慮した内容を、該当する番号(①~)を示し記述してください。		建物名称 <b>〇〇ビル</b>	
<b>建築物の省エネルギー性能 (E) Energy Saving</b>	重点項目への取組(5点満点)	【省エネルギー性能】	<b>5</b>
■省エネルギー性能 (国土交通省告示に基づく表示) この建物の設計一次エネルギー消費量 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">40</span> %削減			
		一次エネルギー消費量基準	適合
		外皮基準	対象外
		受付日	2022/XX/XX
■エネルギー対策 (①建物外皮の熱負荷抑制 ②自然エネルギー利用 ③設備システムの高効率化 ④効率的運用)			
<b>健康・快適な職住環境 (W) Smart Wellness Community</b>	重点項目への取組(5点満点)	【快適・働きやすさ】	<b>3</b>
■室内環境対策 (⑨温熱環境対策 ⑩光環境 ⑪空気質環境)			
■機能性対策 (⑫機能性 ⑬知的生産性向上の取組)			
■室外環境(敷地内)対策 (⑭敷地内温熱環境の向上)			
<b>防災への配慮 (R) Resilience</b>	重点項目への取組(5点満点)	【防災】	<b>4</b>
■耐用性・信頼性 (⑮耐震・免震 ⑯部品・部材の耐用年数向上 ⑰信頼性)			
<b>地域・まちづくりへの貢献 (T) Township &amp; Townscape</b>	重点項目への取組(5点満点)	【地域・まちづくり】	<b>4</b>
■室外環境(敷地内)対策 (⑱生物環境 ⑲まちなみ・景観 ⑳地域性への配慮)			
太陽光発電などの導入		環境配慮技術の導入 (太陽光・熱利用、エネルギーマネジメントシステム以外)	
<span style="background-color: #90EE90; padding: 5px;">太陽光利用</span>		燃料電池 ・ コージェネレーション ・ 蓄熱設備 ・蓄電池 ・雨水等利用設備 ・ 木材利用 ・	
エネルギーマネジメントシステム導入			
<span style="background-color: #FF69B4; padding: 5px;">BEMS</span>			

図 3-14 [5]重点項目シート<非住宅>



**CASBEE横浜** | 評価結果 **XX-XXX**  
 CASBEE横浜2022年版v.1.0

4 横浜市重点項目についての環境配慮概要 <集合住宅>	
各項目について配慮した内容を、該当する番号(①~)を示し記述してください。 建物名称 <b>〇〇ビル</b>	
<b>建築物の省エネルギー性能 (E) Energy Saving</b> 重点項目への取組(5点満点) 【省エネルギー性能】	<b>5</b>
■省エネルギー性能 (国土交通省告示に基づく表示)	
この建築物の設計一次エネルギー消費量	20 %削減
	一次エネルギー消費量基準 適合 外皮基準 適合
■エネルギー対策 (①建物外皮の熱負荷抑制 ②自然エネルギー利用 ③設備システムの高効率化 ④効率的運用)	
<b>健康・快適な居住環境 (W) Smart Wellness Community</b> 重点項目への取組(5点満点) 【健康・安心】	<b>3</b>
■室内環境対策 (⑤外皮性能)	
◆断熱等性能等級 等級4 (相当) ※全住戸の断熱性能のレベルの加重平均による	
■健康・安心対策 (⑥健康対策 ⑦防犯対策)	
■その他の対策 (⑧自然材料・通風の工夫など)	
◆工夫の有無 なし	
<b>防災への配慮 (R) Resilience</b> 重点項目への取組(5点満点) 【防災】	<b>4</b>
■耐用性・信頼性 (⑯耐震・免震 ⑰部品・部材の耐用年数向上 ⑱信頼性)	
<b>地域・まちづくりへの貢献 (T) Township &amp; Townscape</b> 重点項目への取組(5点満点) 【地域・まちづくり】	<b>4</b>
■室外環境(敷地内)対策 (⑳生物環境 ㉑まちなみ・景観 ㉒地域性への配慮)	
太陽光発電などの導入	環境配慮技術の導入 (太陽光・熱利用、エネルギーマネジメントシステム以外)
太陽光利用	燃料電池・コジェネレーション・蓄熱設備・蓄電池・雨水等利用設備・木材利用・
エネルギーマネジメントシステム導入	

図 3-15 [6]重点項目シート<集合住宅>



公表用スコアシート このシートは公表します。

CASBEE横浜   評価結果   XX-XXX		バージョン CASBEE横浜2022年版v.1.0				
CASBEE横浜2022年版v.1.0						
Q0ビル						
スコアシート 実施設計段階						
配慮項目	重点項目 <非住宅> <集合住宅>	建物全体・共用部分		住戸-専有部分		全体
		評価点	重み係数	評価点	重み係数	
Q1 室内環境		3.4	0.40	-	-	3.4
1 音環境		3.4	0.15	-	-	3.4
1.1 騒音		3.0	0.40	3.0	-	-
1.2 通音		4.2	0.40	-	-	-
1 開口部遮音性能		5.0	0.60	3.0	-	-
2 隔壁遮音性能		3.0	0.40	3.0	-	-
3 床遮音性能(軽量遮音壁)		1.0	-	3.0	-	-
4 床遮音性能(重量遮音壁)		3.0	-	3.0	-	-
1.3 吸音		3.0	0.20	3.0	-	-
2 温度環境		3.0	0.35	-	-	3.0
2.1 室温制御		3.0	0.50	-	-	-
1 室温		3.0	0.38	3.0	-	-
2 外皮性能		3.0	0.25	3.0	-	-
3 フーン制御性能		3.0	0.38	-	-	-
2.2 湿度制御		3.0	0.20	3.0	-	-
2.3 空調方式		3.0	0.30	3.0	-	-
3 光・視環境		3.3	0.25	-	-	3.3
3.1 昼光利用		4.0	0.30	-	-	-
1 昼光率		4.0	0.60	3.0	-	-
2 方位別開口		-	-	3.0	-	-
3 昼光利用設備		4.0	0.40	3.0	-	-
3.2 グレア対策		3.0	0.30	-	-	-
1 暑光制御		3.0	1.00	3.0	-	-
3.3 照度		3.0	0.15	3.0	-	-
3.4 照明制御		3.0	0.25	3.0	-	-
4 空気質環境		3.6	0.25	-	-	3.6
4.1 発生源対策		4.0	0.50	-	-	-
1 化学汚染物質		4.0	1.00	3.0	-	-
4.2 換気		3.0	0.30	-	-	-
1 換気量		3.0	0.33	3.0	-	-
2 自然換気性能		3.0	0.33	3.0	-	-
3 取り入れ外気への配慮		3.0	0.33	3.0	-	-
4.3 運用管理		3.0	0.20	-	-	-
1 CO <sub>2</sub> の監視		3.0	0.50	-	-	-
2 喫煙の制御		3.0	0.50	-	-	-
Q2 サービス性能		-	0.30	-	-	3.4
1 機能性・使いやすさ		3.4	0.40	-	-	3.4
1.1 機能性・使いやすさ		3.6	0.40	-	-	-
1 広さ・収納性		4.0	0.33	3.0	-	-
2 高さ・視線・設備対応		4.0	0.33	3.0	-	-
3 バリアフリー計画		3.0	0.33	-	-	-
1.2 心理性・快適性		3.0	0.30	-	-	-
1 広さ感・景観		3.0	0.33	3.0	-	-
2 リフレッシュスペース		3.0	0.33	-	-	-
3 内装計画		3.0	0.33	3.0	-	-
1.3 維持管理		3.6	0.30	-	-	-
1 維持管理に配慮した設計		3.0	0.50	-	-	-
2 維持管理用機材の確保		4.0	0.50	-	-	-
2 耐用性・信頼性		3.8	0.30	-	-	3.8
2.1 耐震・免震		4.0	0.50	-	-	-
1 耐震性		4.0	0.80	-	-	-
2 免震・制震性能		4.0	0.20	-	-	-
2.2 部品・部材の耐用年数		4.0	0.30	-	-	-
1 躯体材料の耐用年数		3.0	0.20	-	-	-
2 外壁仕上げ材の補修必要間隔		5.0	0.20	-	-	-
3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔		5.0	0.10	-	-	-
4 空調換気ダクトの更新必要間隔		3.0	0.10	-	-	-
5 空調・給排水配管の更新必要間隔		5.0	0.20	-	-	-
6 主要設備機器の更新必要間隔		3.0	0.20	-	-	-
2.4 信頼性		3.0	0.20	-	-	-
1 空調・換気設備		3.0	0.20	-	-	-
2 給排水・衛生設備		3.0	0.20	-	-	-
3 電気設備		3.0	0.20	-	-	-
4 機械・配管支持方法		3.0	0.20	-	-	-
5 通信・情報設備		3.0	0.20	-	-	-
3 対応性・更新性		3.0	0.30	-	-	3.0
3.1 空間のゆとり		3.0	0.30	-	-	-
1 階高のゆとり		3.0	0.60	3.0	-	-
2 空間の形状・自由さ		3.0	0.40	3.0	-	-
3.2 作業のゆとり		3.0	0.30	3.0	-	-
3.3 設備の更新性		3.0	0.40	-	-	-
1 空調配管の更新性		3.0	0.20	-	-	-
2 給排水管の更新性		3.0	0.20	-	-	-
3 電気配線の更新性		3.0	0.10	-	-	-
4 通信配線の更新性		3.0	0.10	-	-	-
5 設備機器の更新性		3.0	0.20	-	-	-



CASBEE横浜		評価結果		XX-XXX		
CASBEE横浜2022年版v.1.0		バージョン		CASBEE横浜2022年版v.1.0		
スコアシート		実施設計段階				
配慮項目	重点項目	建物全体・共用部分		住戸・居住部分		全体
		評価点	重み係数	評価点	重み係数	
6	バックアップスペースの確保	3.0	0.20	-	-	-
Q3 室外環境(敷地内)		-	0.80	-	-	4.0
1	生物環境の保全と創出	4.0	0.30	-	-	4.0
2	まちなみ・景観への配慮	4.0	0.40	-	-	4.0
3	地域性・アメニティへの配慮	4.0	0.30	-	-	4.0
3.1	地域性への配慮・快適性の向上	6.0	0.50	-	-	-
3.2	敷地内温熱環境の向上	3.0	0.50	-	-	-
LR 建築物の環境負荷低減性		-	-	-	-	3.8
LR1 エネルギー		-	0.40	-	-	4.5
1	建築物の熱負荷削減	6.0	0.20	-	-	6.0
2	自然エネルギー利用	4.0	0.10	-	-	4.0
3	設備システムの高効率化	6.0	0.50	-	-	6.0
4	効率的運用	3.0	0.20	-	-	3.0
LR2 資源・マテリアル		-	0.80	-	-	3.2
1	水資源保護	3.0	0.20	-	-	3.0
1.1	節水	3.0	0.40	-	-	-
1.2	雨水利用・排水水等の利用	3.0	0.60	-	-	-
2	非再生性資源の使用削減	3.0	0.60	-	-	3.0
2.1	材料使用量の削減	3.0	0.10	-	-	-
2.2	既存建築物体等の継続使用	3.0	0.20	-	-	-
2.3	躯体材料におけるリサイクル材の使用	3.0	0.20	-	-	-
2.4	躯体材料以外におけるリサイクル材の使用	3.0	0.20	-	-	-
2.5	持続可能な森林から産出された木材	3.0	0.10	-	-	-
2.6	部材の再利用可能性向上への取組み	3.0	0.20	-	-	-
3	有害物質含有材料の使用回避	4.0	0.20	-	-	4.0
3.1	有害物質を含まない材料の使用	3.0	0.30	-	-	-
3.2	フロン・ハロンの回避	4.6	0.70	-	-	-
3.3	有害物質含有材料の使用回避	5.0	0.50	-	-	-
3.4	有害物質含有材料の使用回避	4.0	0.50	-	-	-
LR3 敷地外環境		-	0.80	-	-	3.6
1	地域気候化への配慮	4.2	0.33	-	-	4.2
2	地域環境への配慮	3.4	0.33	-	-	3.4
2.1	大気汚染防止	4.0	0.25	-	-	-
2.2	温熱環境改善の改善	3.0	0.50	-	-	-
2.3	地域インフラへの負荷削減	3.7	0.25	-	-	-
2.3.1	雨水排水負荷削減	3.0	0.25	-	-	-
2.3.2	汚水処理負荷削減	3.0	0.25	-	-	-
2.3.3	交通負荷削減	5.0	0.25	-	-	-
2.3.4	廃棄物処理負荷削減	4.0	0.25	-	-	-
3	周辺環境への配慮	3.2	0.33	-	-	3.2
3.1	騒音・振動・悪臭の防止	3.0	0.40	-	-	-
3.1.1	騒音	3.0	0.33	-	-	-
3.1.2	振動	3.0	0.33	-	-	-
3.1.3	悪臭	3.0	0.33	-	-	-
3.2	風害・砂塵・日照障害の抑制	3.0	0.40	-	-	-
3.2.1	風害の抑制	3.0	0.70	-	-	-
3.2.2	砂塵の抑制	3.0	-	-	-	-
3.2.3	日照障害の抑制	3.0	0.30	-	-	-
3.3	光害の抑制	4.4	0.20	-	-	-
3.3.1	建物照明及び屋内照明の方向性による近光・眩光への対策	5.0	0.70	-	-	-
3.3.2	建物の建築物外壁による反射光(グレア)への対策	3.0	0.30	-	-	-
上記以外の重点項目		-	-	-	-	-
<事務所用途>		-	-	-	-	-
知的生産性向上への取組		1.0	-	-	-	-
<住宅用途>		-	-	-	-	-
健康と安心		-	-	-	-	-
1	化学汚染物質の対策	-	-	-	-	-
2	適切な換気計画	-	-	-	-	-
3	結露・かび対策	-	-	-	-	-
4	地震に備える(共用部の鉄筋対策)	-	-	-	-	-

図 3-16 [4]公表用スコアシート



## 2 CASBEE横浜の重点項目と独自項目の評価方法

### 2.1 各重点項目の解説と評価方法

ここでは、4つの重点項目についてCASBEE横浜の評価項目との関連と、得点の評価・算出方法等を説明します。

- 関連するCASBEE横浜の評価項目

CASBEE横浜の評価項目のうち、各重点項目の取組に該当する評価項目が示されています。これらは横浜市の地域性等を踏まえ、建築主に建築に際して特に取組を推進していただきたい項目です。CASBEE横浜の評価の際には取組内容をできるだけ詳細にスコアシートに記述してください。

- 得点の評価・算出方法

横浜市の各重点項目では、関連するCASBEE横浜の評価項目の結果と、CASBEE横浜では評価されないが推進すべき取組への取組状況により、5点満点で得点を算出します。重点項目によって、得点の評価方法、算出方法は異なります。

#### (1) 建築物の省エネルギー性能[E] (Energy Saving)

- 関連するCASBEE横浜の評価項目

##### LR1 エネルギー

1. 建物外皮の熱負荷抑制  【省エネルギー性能】 ①建物の熱負荷抑制
2. 自然エネルギー利用  【省エネルギー性能】 ②自然エネルギー利用
3. 設備システムの高効率化  【省エネルギー性能】 ③設備システムの高効率化
4. 効率的運用
  - 4.1 モニタリング  【省エネルギー性能】 ④効率的運用
  - 4.2 運用管理体制  【省エネルギー性能】 ④効率的運用

- 得点の評価・算出方法

BEIに基づき、次の表のとおり評価します。(BELS基準に準拠)

得点	<非住宅>		<集合住宅>
	事務所等、学校等、工場等	ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	
5点	$BEI \leq 0.6$	$BEI \leq 0.7$	$BEI \leq 0.8$
4点	$0.6 < BEI \leq 0.7$	$0.7 < BEI \leq 0.75$	$0.8 < BEI \leq 0.85$
3点	$0.7 < BEI \leq 0.8$	$0.75 < BEI \leq 0.8$	$0.85 < BEI \leq 0.9$
2点	$0.8 < BEI \leq 1.0$	$0.8 < BEI \leq 1.0$	$0.9 < BEI \leq 1.0$ または、仕様基準に適合
1点	$1.0 < BEI$	$1.0 < BEI$	$1.0 < BEI$



$$BEI = \frac{\text{設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）}}{\text{基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く）}}$$

(2) 健康・快適な職住環境<sup>W</sup> (Smart Wellness Community)

<非住宅> 【快適・働きやすさ】

● 関連するCASBEE横浜の評価項目

Q1 室内環境

2. 温熱環境

2.1 室温制御

2.1.1 室温 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑨温熱環境

2.1.2 外皮性能 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑨温熱環境

2.1.3 ゾーン別制御性 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑨温熱環境

2.2 湿度制御 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑨温熱環境

2.3 空調方式 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑨温熱環境

3. 光・視環境

3.1 昼光利用

3.1.1 昼光率 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑩光環境

3.1.2 方位別開口 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑩光環境

3.1.3 昼光利用設備 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑩光環境

3.2 グレア対策

3.2.1 昼光制御 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑩光環境

3.3 照度 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑩光環境

3.4 照明制御 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑩光環境

4. 空気質環境

4.1 発生源対策

4.1.1 化学汚染物質 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑪空気質環境

4.2 換気

4.2.1 換気量 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑪空気質環境

4.2.2 自然換気性能 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑪空気質環境

4.2.3 取り入れ外気への配慮 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑪空気質環境

4.3 運用管理

4.3.1 CO<sub>2</sub> の監視 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑪空気質環境

4.3.2 喫煙の制御 <sup>W</sup>【快適・働きやすさ】 ⑪空気質環境



## Q2 サービス性能

### 1 機能性

#### 1.1 機能性・使いやすさ

1.1.1 広さ・収納性  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

1.1.2 高度情報通信設備対応  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

1.1.3 バリアフリー計画  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

#### 1.2 心理性・快適性

1.2.1 広さ感・景観  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

1.2.2 リフレッシュスペース  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

1.2.3 内装計画  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

#### 1.3 維持管理

1.3.1 維持管理に配慮した設計  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

1.3.2 維持管理用機能の確保  【快適・働きやすさ】 ⑫機能性

## Q3 室外環境(敷地内)

### 3. 地域性・アメニティへの配慮

3.2 敷地内温熱環境の向上  【快適・働きやすさ】 ⑭敷地内温熱環境向上

## ● 得点の評価・算出方法

以下の⑨～⑫および⑭のスコア（1～5点）を単純平均した値（小数点1桁を四捨五入）を得点とします。なお、事務用途では⑬を加えた⑨～⑭のスコア単純平均とします。工場用途のみの建物では⑭のスコアを得点とします。

- ⑨温熱環境 ; 「Q1/2 温熱環境」のスコア
- ⑩光環境 ; 「Q1/3 光・視環境」のスコア
- ⑪空気質環境 ; 「Q1/4 空気質環境」のスコア
- ⑫機能性 ; 「Q2/1.機能性・信頼性」のスコア
- ⑬知的生産性向上の取組 ; 「知的生産性向上の取組」のスコア（次項参照）
- ⑭敷地内温熱環境向上 ; 「Q3.2 敷地内温熱環境の向上」のスコア

ここで⑬知的生産性向上の取組は、「CASBEE-インテリアスペース 2014年版」（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）と呼ばれるテナントオフィスを対象とした建築環境性能評価ツールの評価項目を一部引用して評価します（事務用途のみ対象）。





## ● 「知的生産性向上の取組」の評価方法（事務所のみ）

⑬知的生産性向上の取組は、CASBEE-インテリアスペースの「Q2/1.2.5 知的生産性向上の取組」を引用して評価します。

## 知的生産性向上の取組



## 適用条件

テナントが利用可能な施設を評価する。

用途	事
レベル1	評価する取組表の評価ポイントの合計値 0ポイント
レベル2	評価する取組表の評価ポイントの合計値 1ポイント
レベル3	評価する取組表の評価ポイントの合計値 2～4ポイント
レベル4	評価する取組表の評価ポイントの合計値 5～7ポイント
レベル5	評価する取組表の評価ポイントの合計値 8ポイント以上

## 評価する取組み

NO.	評価項目	評価内容	評価ポイント
1	建築計画の工夫によるレイアウトの柔軟性	執務室のレイアウト変更等に柔軟に対応できる建築的工夫が行われおり(1ポイント)、さらに設備的にもその柔軟性に対応している(+1ポイント)を有している。	2
2	ワークスペース空間における工夫	就業スタイルに配慮したワークスペースの計画となっている。	1
		ワークスペースの計画にワーカーの意見を取り入れている。	1
3	ミーティングスペースの設え	コミュニケーションの誘発を意図して計画されたミーティングスペースが共用部もしくは専用部にある。	1
4	リフレッシュスペースの設え	魅力的なリフレッシュスペースが共用部もしくは専用部にある。	1
5	食堂、カフェの有無と設え	魅力的な食堂、カフェスペースが共用部もしくは専用部にある。	1
6	移動空間(廊下等)の設え	移動空間中にコミュニケーションを誘発する設え上の工夫が施されている。	1
7	エントランスの設え	組織のイニシアティブを印象付ける魅力的な設えが施されている。もしくは、魅力的な空間形成がなされている。	1
8	アトリウム等の有無及び工夫	アトリウムや中庭等の空間的に豊かな中間領域が形成されている。	1
9	その他	その他、知的生産性の向上に資する取組を行っている。	1

## □解説

知的生産性向上の取組について、知的生産性研究委員会報告書の成果を参考に取組表の評価項目を抽出した。本項目では、既往の「Q1室内環境」や「Q2サービス性能」の評価項目の中で評価される知的生産性向上に資する項目以外の、追加的内容を対象として評価を行う。

なお、室外環境(敷地内)における取組は、「Q3室外環境(敷地内)」で評価する。



#### 1. 建築計画の工夫によるレイアウトの柔軟性

テナント空間のレイアウト変更性について、ビルの仕様として、建築的、設備的に可変性を高める工夫を行っているか否かを評価する。例えば、建築的工夫としては、システム天井、OAフロア等。設備的工夫としては、ダクト・配管の予備スリーブの確保等が挙げられる。

#### 2. ワークスペース空間における工夫

ワークスペースのレイアウト計画等において、利用者のワークスタイルを考慮した取組やインフォーマルな打合せを誘発する取組等を行っているかについて評価する。なお、計画段階で対象執務者へのヒアリング等、意見の取り込みを行っているか否かについても評価する。

#### 3. ミーティングスペースの設え

会議室の内装や照明、什器の種類や什器の配置等において、コミュニケーションの誘発を意図した取組が行われている。

#### 4. リフレッシュスペースの設え

ワークスペース内もしくは建物共用部におけるリフレッシュスペースにおける、執務者のリフレッシュを促進する工夫、取組などについて評価する。特に内装計画において、リフレッシュの促進を意図して配慮された場合や開放的な窓が設置された場合などを評価する。リラックスを促進するソファなどの家具の設置についても評価する。



評価しにくい事例



評価に値する事例

#### 5. 食堂、カフェの有無と設え

ワークスペース内もしくは建物共用部における食堂・カフェにおける、執務者のリフレッシュを促進する工夫、取組などについて評価を行う。特にリフレッシュを促進する開放的な空間計画を実施した場合を評価し、開放的なガラス窓、観葉植物の設置などについて評価を行う。リフレッシュスペースにカフェコーナー・自動販売機等が設置されている場合については、本項目で評価する。



評価しにくい事例



評価に値する事例



#### 6. 移動空間（廊下等）の設え

移動空間中における、インフォーマルな打ち合わせを誘発する工夫、取組などについて評価を行う。例えば、移動空間中にホワイエやリフレッシュスペース、ベンチ等の設置をすることや、人の交流を促進する動線計画の工夫などの取組について評価を行う。



評価しにくい事例



評価に値する事例

#### 7. エントランスの設え

建物のエントランスホールもしくはテナントスペースエントランス部等において、組織のイニシアティブを印象付ける展示や装飾が施されているか否かを評価する。例えば、会社のサインやトレードマーク等がデザインされたエントランスホールを擁する場合、または会社の経歴等を展示するブースなどが用意されている場合等について評価する。



評価しにくい事例



評価に値する事例

#### 8. アトリウム等の有無及び工夫

中庭やテラス、バルコニー、サンルーム、アルコーブ、屋根付広場、風光ボイド、アトリウム等のように風や光が通り抜ける開放的な空間をうまく内部空間と連続させている工夫や取組について評価を行う。また、玄関廻り、バルコニー廻り等のプライバシーと公共性の接点の部分に、風光ボイド、花台、パーゴラ、奥行きのあるバルコニー等のしつらえによって、豊かな中間領域を形成している場合について評価を行う。



## <集合住宅>【健康・安心】

### ● 関連するCASBEE横浜の評価項目

#### Q1 室内環境

#### 2. 温熱環境

#### 2.1 室温制御

#### 2.1.2 外皮性能

#### W【健康・安心】⑤外皮性能

### ● 得点の評価・算出方法

外皮性能を基本点とし、これに加点分※として健康と安心に関わる取組の得点（上限2点）を加えた5点満点で評価します。

基本点	外皮性能
3点	断熱等性能等級4
1点	断熱等性能等級1～3

### ※加点分（上限2点）

- 1) 「健康・安心」に係る評価項目で、レベル5に相当する取組を行っている場合  
→各項目について加点1点
- 2) 断熱等性能等級4を超える断熱性能の場合 →加点1点  
ここで等級4を超える断熱性能とは下記を指します。  
「各住戸のUA値について①又は②の基準を満たし、且つ、 $\eta$ AC値について等級4相当を満たすこと。  
①住戸の設計UA値が0.87に0.85を乗じた値以下であること。  
②外気に接する床の部位熱貫流率が0.37の値に0.85を乗じた値以下であり、かつ、住戸の設計UA値が0.87に0.9を乗じた値以下であること。」
- 3) その他として以下の工夫を行っている場合 →加点1点
  - ・ 住戸内の大半（リビング+寝室）で自然素材を用いた内装計画（床又は内壁）  
<例> 無垢材の採用、調湿機能の高い材料
  - ・ 通風用スリット付き窓（防犯にも配慮した自然通風の工夫など）

ここで1)「健康・安心」に係る取組は、「CASBEE-住戸ユニット（新築）2016年版」（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）と呼ばれる集合住宅の一住戸を対象とした建築環境性能評価ツールの評価項目を一部引用して評価します。



● 「健康・安心への取組」の評価方法

健康・安心への取組は、CASBEE-住戸ユニット（新築）の「Q1HU/2 健康と安全・安心」の項目のうち「2.1 化学汚染物質の対策」「2.2 適切な換気計画」「2.3 結露・カビ対策」「2.4.2 共用部の防犯対策」を引用して評価します。

## 1 化学汚染物質の対策

### 評価内容

化学汚染物質による室内空気質汚染を回避するための対策が十分にとられているかを評価する。

### 評価レベル

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	日本住宅性能表示基準「6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」における等級1を満たしている。
レベル4	日本住宅性能表示基準「6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」における等級2を満たしている。
レベル5	日本住宅性能表示基準「6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」における等級3を満たしている。

【加点条件の有無】

※無し

【条件によるレベル変更】

※無し

【評価対象外】

※無し

### 解説

採点基準は、日本住宅性能表示基準「6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」に準拠する。評価対象の部位は、内装仕上げ(ただし、柱等の軸材や廻り縁、窓台、巾木、建具枠、部分的に用いる塗料、接着剤は除く)及び天井裏等(天井裏等に換気等の措置がある場合を除く)の下地材等とする。

日本住宅性能表示基準「6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」

ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ
等級3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)
等級2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)
等級1	その他



## 2 適切な換気計画

### 評価内容

室内で発生する汚染物質が、換気等の方法により適切に処理されるよう計画されていることを評価する。

### 評価レベル

レベル	基準
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	レベル3を満たさない。
レベル3	台所、便所、浴室で発生する汚染物質に対して、換気等の適切な処理計画がなされている。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	レベル3を満たした上で、各居室で必要な換気量が確保できる計画がなされている。

#### 【加点条件の有無】

※無し

#### 【条件によるレベル変更】

※無し

#### 【評価対象外】

※無し

### 解説

レベル3は、台所、便所、浴室といった汚染物質が発生する空間において、居室に汚染空気が流出しないことはもちろんのこと、換気設備により生じる過大な内外差圧により玄関ドアの開閉時に不都合な力が作用したり、半密閉型の燃焼機器における排ガスの逆流が生じることのないよう、局所換気が計画されていることを評価する。特に大風量の排気を行う台所では、同時給排気型の換気扇を用いるか、運転開始時に連動して開放される給気口を設置することが望ましい。なお、必要な局所換気が確保できる窓が設置されている場合も同様に評価することができる。局所換気量の目安を下表に示す。

表 局所換気量の目安 ※「建築物のシックハウス対策マニュアル第2版」(国土交通省等編集)参照

室名	目安となる換気量
台所ガス熱源(フード付き)	30KQ 又は 300m <sup>3</sup> /h の大なる方(K:理論排ガス量、Q:燃料消費量)
台所電気	300m <sup>3</sup> /h
浴室	100m <sup>3</sup> /h
洗面所	60m <sup>3</sup> /h
便所	40m <sup>3</sup> /h
洗濯所	60m <sup>3</sup> /h

レベル5は、必要な換気量が建物全体でなく居室単位で確保できる場合に評価する。評価の条件としては、以下のいずれかの方法を満たすこととする。

- ・竣工後の実測による確認
- ・個別計算による確認
- ・居室単位で必要な換気量を確保できる換気設計手法に基づく設計

建築基準法で求められる換気量が建物全体で確保できていても、換気経路が不適切なために空気



が淀む場所ができることがある。レベル5で求められるのは、居室単位で空気質を維持するための換気である。このためには、必ずしも外気が直接その部屋に供給されている必要はないが、各々の部屋で発生する汚染物質を希釈して許容濃度以下にすることのできる量の、汚染物質濃度が許容濃度を下回っている空気の供給が必須である。

なお、ダクトを使う場合、風量は圧力損失の影響を大きく受けるので注意を要する。



### 3 結露・カビ対策

#### 評価内容

内装材料の選定において、結露・カビの発生を抑制するために、清掃・メンテナンスが容易な材料をどの程度採用しているかを評価する。

#### 評価レベル

レベル	基準
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	内装は清掃、メンテナンスに配慮したものとなっており、窓開け換気などで室内の湿分を除去できる配慮された計画となっている。
レベル4	レベル3を満たした上で住まい手に対して、住まい方による結露・カビ対策について「住まいのしおり」等で提案している。
レベル5	レベル3を満たした上で、除湿機の設置や24時間全室空調システムを設置し湿度上昇を抑える計画となっている。

#### 【加点条件の有無】

※無し

#### 【条件によるレベル変更】

※無し

#### 【評価対象外】

※無し

#### 解説

ダニやカビはアレルゲン(アレルギーを引き起こす物質)の一種とされている。また、ダニやカビが発生した場合にそれを除去するために薬剤が利用され、間接的に室内空気質を悪化させる可能性もある。

本項目では、内装材料の選定において、ダニ・カビの発生を抑制するために、清掃・メンテナンスが容易な材料をどの程度採用しているかや、湿度の上昇を抑える事のできる建築的な工夫や住まい方への提案等について評価する。

清掃・メンテナンスが容易な材料とは、可能な箇所では、フローリング、タイルなど清掃により埃や塵を完全に除去でき、衛生的にたもてるものが最も望ましい。また、カーペットの場合適切な清掃・メンテナンスによりダニの死骸・埃などを除去できる毛足の短いもので、敷き詰めよりもタイルカーペットのように取り外して洗浄できるタイプが望ましい。

また抗ダニ性や抗菌性がある材料で、できれば薬剤によらないものの採用が望ましい。当然ながらカビの発生の根本原因となる結露対策は十分なされていなければならない。

#### 【加点条件】

内装材・内装下地材に調湿建材を全面的に使用した場合、又は冬型結露に配慮した断熱計画となっている場合はレベルを1ランク上げることができる。

なお本項目における調湿建材とは、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会が運用する「調湿建材判定基準」を満たす建材とする。





## 4 共用部の防犯対策

### 評価内容

共用部の防犯性能を、エントランス・廊下・駐車場等における防犯に対する取組みにより評価する。

### 評価レベル

レベル	基準
レベル1	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組1のうち、何れか3つ以上に取り組んでいる。
レベル4	レベル3を満たした上で、評価する取組2のうち、何れか2つ以上に取り組んでいる。
レベル5	レベル4を満たした上で、先進的な対策の何れかに取り組んでいる。

#### 評価する取組み

	評価する取組み 1	評価する取組み 2
1. エントランス・廊下	1 袋小路など死角が出来ないような工夫 2 防犯カメラの設置	1 オートロック等の防犯対策
2. エレベーター	3 防犯窓、または防犯カメラの設置	
3. 駐車場や緑地等の建物周囲	4 見通しの良いフェンスや低い生垣などによる見通しの確保 5 夜間照明の設置	2 防犯カメラの設置 3 駐車場へのゲート設置(建屋内に駐車場の有る場合)
4. その他の対策		4 警備会社へのオンライン通報システムを導入している。 5 警備員が24時間常駐あるいは定期的な巡回を行っている。

#### 先進的な対策

- ① エントランス、EVホール入口など、2ヶ所以上のセキュリティゲートを通り、入館するオートロックシステムを備えている。
- ② EV着床階連動装置を備えている。(ICカードを使った入居階のみ着床の連動制御システム)
- ③ 共連れ防止に配慮したセキュリティシステム(セキュリティゲート又は、入居者以外の侵入者を感知するシステム)を備えている。
- ④ 生体認証システム(指紋・光彩等)
- ⑤ その他

#### 【加点条件の有無】

※無し

#### 【条件によるレベル変更】

※無し

#### 【評価対象外】

※無し

(3) 防災への配慮  (Resilience)

## ● 関連する C A S B E E 横浜の評価項目

## Q2 サービス性能

## 2. 耐用性・信頼性

## 2.1 耐震・免震

2.1.1 耐震性  【防災】 ⑮耐震・免震2.1.2 免震・制振性能  【防災】 ⑮耐震・免震

## 2.2 部品・部材の耐用年数

2.2.1 躯体材料の耐用年数  【防災】 ⑯部品・部材の耐用年数向上2.2.2 外壁仕上材の補修必要間隔  【防災】 ⑯部品・部材の耐用年数向上2.2.3 主要内装仕上げ材の更新必要間隔  【防災】 ⑯部品・部材の耐用年数向上2.2.4 空調換気ダクトの更新必要間隔  【防災】 ⑯部品・部材の耐用年数向上2.2.5 空調・給排水配管の更新必要間隔  【防災】 ⑯部品・部材の耐用年数向上2.2.6 主要設備機器の更新必要間隔  【防災】 ⑯部品・部材の耐用年数向上

## 2.4 信頼性

2.4.1 空調・換気設備  【防災】 ⑰信頼性2.4.2 給排水・衛生設備  【防災】 ⑰信頼性2.4.3 電気設備  【防災】 ⑰信頼性2.4.4 機械・配管支持方法  【防災】 ⑰信頼性2.4.5 通信・情報設備  【防災】 ⑰信頼性

## ● 得点の評価・算出方法

「Q2/2 耐用性・信頼性」のスコア (⑮耐震・免震、⑯部品・部材の更新年数、⑰信頼性) を得点とします。



(4) 地域・まちづくりへの貢献 **T** (Township and Townscape)

● 関連するCASBEE横浜の評価項目

Q3 室外環境(敷地内)

1. 生物環境の保全と創出 **T**【地域・まちづくり】 ⑱生物環境
2. まちなみ・景観への配慮 **T**【地域・まちづくり】 ⑲まちなみ・景観
3. 地域性・アメニティへの配慮
- 3.1 地域性への配慮、快適性の向上 **T**【地域・まちづくり】 ⑳地域性への配慮

● 得点の評価・算出方法

以下の⑱~⑳のスコアを単純平均した値（小数点1桁を四捨五入）を得点とします。

- |          |                              |
|----------|------------------------------|
| ⑱生物環境    | ；「Q3/1 生物環境の保全と創出」のスコア       |
| ⑲まちなみ・景観 | ；「Q3/2 まちなみ・景観への配慮」のスコア      |
| ⑳地域性への配慮 | ；「Q3/3.1 地域性への配慮、快適性の向上」のスコア |



## 2.2 横浜市の独自項目

次に挙げる評価項目は横浜市独自の評価方法となっています。CASBEE-建築（新築）では異なる評価となる場合があるので注意して、以下(太字部分)を参照のうえ評価してください。

## Q2 サービス性能

### 1. 機能性

#### 1.1.3 バリアフリー計画

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

＜建物全体・共用部分＞		
用途	物・飲・会・病・ホ・学・住	事・工 および 住 建物全体の床面積の合計が2000㎡未満の場合
レベル1	レベル3を満たさない。	レベル3を満たさない。
レベル2	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル3	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)を満たしている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準項目の半分以上を満たしている。
レベル4	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)を満たしている。
レベル5	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を超えてさらに十分な配慮を行っており、ユニバーサルなデザインとなっている。	バリアフリー新法の建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)を満たしている。

＜住居・宿泊部分＞評価しない。

#### □解説

機能的な建築空間は利用する可能性のあるすべての人に開かれている必要がある。

バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)は不特定多数が利用する2000㎡以上の物・飲・会・病・ホ等に対しては、最低基準として「建築物移動等円滑化基準(最低限のレベル)」が義務付けとなっている。

さらに、努力義務として、特段の不自由なく建築物を利用できるようにすることを目的に「建築物移動等円滑化誘導基準(望ましいレベル)」がある。

この項目では、建物全体・共用部分がどの程度バリアフリー新法に適合しているかで評価を行う。

なお、「建築物移動等円滑化基準項目の半分以上」の判断は、チェックリストの中で、計画時に適切に考慮することによって採用可能な全項目数の内、半数以上を満たすこととする。

■文献 42), 43), 44)

注:バリアフリー法では、自治体の条例によって内容を強化することができるようになっています。横浜市では学校及び共同住宅等を特別特定建築物に追加しており、用途ごとに定められた規模以上のものは、建築物移動等円滑化基準を満たすことを義務付けています。従って、横浜市福祉のまちづくり条例(平成24年12月横浜市条例第90号)によるバリアフリー法対象施設については、建築物移動等円滑化基準を満たしていることは横浜市では標準的と考えます。



## 2. 耐用性・信頼性

### 2.4 信頼性

#### 2.4.2 給排水・衛生設備

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用途	事・学・会・病・ホ・工・住	物・飲
レベル1	評価する取組みがない。	評価する取組みがない。
レベル2	評価する取組みが1つ。	評価する取組みが1つ。
レベル3	評価する取組みが2つ。	評価する取組みが2つ。
レベル4	評価する取組みが3つ。	(該当するレベルなし)
レベル5	評価する取組みが4つ以上。	評価する取組みが3つ以上。

#### 評価する取組み

NO.	評価内容
1	節水型器具を採用している。 設置されている器具総数の過半数以上で採用した場合に限る。節水型器具としては、エコマーク商品やグリーン購入法「特定調達品目」として認定されたもの、あるいは同等の性能を有する機器とする。(例:大便器 6L/回程度、小便器 4L/回程度)
2	可能な限り配管の系統を区分し、災害時の使用不能部分の低減を図っている。
3	災害時、下水道が機能しないことを想定し、汚水(雑排水)の一時的貯留機能が確保できるピットを設けている。
4	受水槽、高架水槽は、二基の水槽をそれぞれに分離して設置している。
5	井水、中水などの利用が可能なように計画している。
6	災害時の飲料水確保に備えて、雨水などの転用に対する簡易ろ過装置を備品として備えている。(物・飲は適用外)
7	災害などの停電時に飲料用等に使えるよう受水槽に水道の蛇口を設置している。

#### □解説

本項目は給排水・衛生設備の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。  
 No.1の節水型器具の採用については、「LR2 1.1節水」の評価とは異なり、災害時における上水の有効利用という観点から評価している。又、No.4の中仕切りの有る受水槽は、2基とは判断できない。  
 なお、取組み表中に示される項目と同等とみなされるものであれば、その項目をカウントしてよい。

住においては、次の取組についても1項目として評価できる。

- ・ 給食、給水活動の受け入れるルートとスペースが確保されている。
- ・ 防災備蓄品等が収納できるスペースが確保されている。
- ・ 調理ができる方策(かまどベンチ等)がある。
- ・ マンホールトイレ等により、し尿処理ができる。(取組No3)
- ・ 生活用水が水道以外に確保されている。防災井戸・雨水貯留槽・貯湯槽など。(取組No.5)
- ・ インフラ停止時においても使用できる給水設備が設置されている。小型の造水機の設置など(取組No6)

取組No.が示されていない取組は、取り組まれていないNoの項目で「○」を選択して取組数を加算する。

なお、評価した取組みについてはその内容をスコアシート及び重点項目シートに記述すること。



2.4.3 電気設備

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住 建物全体の床面積の合計が 2000 m <sup>2</sup> 以上の場合
レベル1	評価する取組みがない。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みが 1 つ以上。
レベル4	評価する取組みが 3 つ。
レベル5	評価する取組みが 4 つ以上。
用途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住 建物全体の床面積の合計が 2000 m <sup>2</sup> 未満の場合
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	評価する取組みがない。
レベル4	評価する取組みが 1 つ。
レベル5	評価する取組みが 2 つ以上。

評価する取組み

NO.	評価内容
1	非常用発電設備を備えている。
2	無停電電源設備を備えている。
3	重要設備系の受電設備の二重化を行っている。
4*	(※延べ面積 2,000 m <sup>2</sup> 未満は適用外) 電源設備・精密機械(住宅の場合は、ブレーカー、分電盤等)の浸水による停電や情報網の損傷を回避するために、ア)あるいはイ)の対策を講じている、あるいはウ)に該当している。 ア) 電源設備・精密機械の地下空間への設置を避けている イ) 地下への浸水の防止措置(防水扉、防水板、マウンドアップ、からぼり)、排水設備(ポンプ等)を設置している。 ウ) 浸水の危険性がない。
5	電源車接続時に利用可能な照明等の配線が設置されている。
6	異なる変電所からの引き込みを二重化している。

□解説

本項目は電気設備の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。

小規模建築では2.4.1空調・換気設備と同様に、小型電算センター棟などは専用の非常用発電設備や無停電電源設備を設置している場合もあるため、取組みポイントを加算できるようにした。

なお、取組み表中に示される項目と同等とみなされるものであれば、その項目をカウントしてよい。

住)においては、次の取組についても1項目として評価できる。

- ・ インフラ停止時でも使用できるエレベーターが設置されている。(取組No3)

なお、評価した取組みについてはその内容をスコアシート及び重点項目シートに記述すること。



### 2.4.5 通信・情報設備

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住
レベル1	評価する取組みがない。
レベル2	評価する取組みが1つ
レベル3	評価する取組みが2つ。
レベル4	評価する取組みが3つ。
レベル5	評価する取組みが4つ。

#### 評価する取組み

NO.	評価内容
1	光ケーブル、メタルケーブル、携帯電話網、PHS 網など、通信手段の多様化を図っている。
2	異なる電話局からの引き込みなどの、引き込みの2ルート化を図っている
3	精密機器(データ伝送装置、中継装置、変換装置を指す。MDF や光ファイバー Ethernet など)の浸水による情報網の損傷を回避するために、ア)あるいはイ)の対策を講じている、あるいはウ)に該当している。 ア) 精密機械の地下空間への設置を避けている。 イ) 地下への浸水の防止措置(防水扉、防水板、マウンドアップ、からぼり)、排水設備(ポンプ等)を設置している。 ウ) 浸水の危険性がない。
4	災害時の有線電話、FAX、地域防災無線が設置されている。
5	災害時にケーブル TV などにより災害情報が入手できる。
6	ネットワーク機器用に無停電装置が設備されている。

#### □解説

本項目は通信配線の信頼性を、信頼性向上へ向けた取組みの数で評価する。  
 取組み表中に示される項目と同等とみなされるものであれば、その項目をカウントしてよい。

住)においては、次の取組についても1項目として評価できる。

- ・ 情報入手のため電力供給が多重化(蓄電池の設置など)されている。(取組No.6)
- なお、評価した取組みについてはその内容をスコアシート及び重点項目シートに記述すること。



Q3 室外環境(敷地内)

3. 地域性・アメニティへの配慮

3.1 地域性への配慮、快適性の向上

事・学・物・飲・会・工・病・困・住

用途	事・学・物・飲・会・工・病・困・住
レベル1	地域性・アメニティへの配慮に関して取組みを行っていない。(評価ポイント0)
レベル2	地域性・アメニティへの配慮に関して取組みが十分とはいえない。(評価ポイント1)
レベル3	地域性・アメニティへの配慮に関して標準的な取組みが行われている。(評価ポイント2~3)
レベル4	地域性・アメニティへの配慮に関して比較的多くの取組みが行われている。(評価ポイント4)
レベル5	地域性・アメニティへの配慮に関して充実した取組みが行われている。(評価ポイント5以上)

評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 地域固有の風土、歴史、文化の継承	1)歴史的な建築空間等の保全 歴史的な建築内外部空間や遺構を保存、復元、再生し、地域文化に貢献している。(まちなみ・景観で評価している部分はここで重複して評価しない)	1
	2)地域性のある材料の使用 建物の構造材や内装材又は外構に地域性のある材料を一部使用している。(まちなみ・景観で評価している部分はここで重複して評価しない)	1
II 空間・施設機能の提供による地域貢献	1)空間提供による地域貢献 アルコーブ・ピロティ・庇などの空間を設けるなどの建築的な工夫を取入れて、雨宿り、待合わせに供する等、都市空間の活動上のアメニティ向上に貢献している。 または、 広場や歩道状空地、路地などのスペースを確保し、憩いの場に供するなど地域の活動上のアメニティ向上に貢献している。	1
	2)施設提供による地域貢献 建物の一部に集会所、地域に開放された展示室やホール、コミュニティセンター、学校のコミュニティ利用などの公共的施設・機能を設けることで、地域の活動やにぎわいに貢献している。	1
III 建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成	1)建物内外を連関させる豊かな中間領域の形成 中庭やテラス、バルコニー、サンルーム、アルコーブ、屋根付広場、風光ボイド、アトリウム、等のように風や光が通り抜ける開放的な空間をうまく内部空間と連続させている。 または、 玄関廻り、バルコニー廻り等のプライバシーと公共性の接点の部分に、風光ボイド、花台、バーゴラ、奥行きのあるバルコニー等のしつらえによって、生活感が滲み出るような豊かな中間領域を形成している。	1

Q3





<p>Ⅳ 防犯性の配慮</p>	<p>1)防犯性の配慮            建物外部の広場などのスペースにおいて、視線を遮らない様な樹木の配置、夜間照明の設置、防犯カメラの設置、防犯に役立つ窓の配置などを行い、防犯性に配慮している。            または、            広場や歩道状空地がない場合、建物周囲において、視線の行き届かない袋小路や通路などの死角空間を作らないようにし、また防犯に役立つ窓の配置をするなどして、防犯性に配慮している。            または、            敷地周囲に境界壁等を設ける場合、視線を遮るような連続した塀等を作らず、見通しの良いフェンスや背の低い生垣等を設けて防犯性・防災性に配慮している。</p>	<p>1</p>
<p>Ⅴ 建物利用者等の参加性</p>	<p>1)建物利用者等の参加性            施設利用者満足度評価(POE)の実施、コーポラティブ住宅等、設計プロセスに建物利用者が参加している。            または、            居住者や入居者が植栽管理・清掃活動、運用計画の立案を直接行うなど、建物の維持管理に対して居住者が参加している。</p>	<p>1</p>
<p>Ⅵ その他</p>	<p>1)その他(記述)</p>	<p>1</p>

□解説

本項目に於いては、地域の歴史の継承、都市や地域のアメニティや地域活動、にぎわいへの貢献、敷地内の豊かな中間領域、地域の防犯性、建物利用者の参加性等についての取組みを評価し、地域アメニティの高い生活環境を目標とする。

(中略)

Ⅵ その他

上記のⅠ～Ⅴに示した評価項目以外に独自の取組みを行っている場合は1ポイントとして評価する。

「その他」を評価する際には、どのような取組みを実施したか、評価ソフト上などに内容を記述するとともに、第三者が理解できる資料を別途添付すること。

なお、ここでは、**CEMS(地域エネルギー管理システム)の導入の取組**を評価する。

また、住民の健康長寿に貢献する次のような取組(地域の交通・移動対策)についても、ここで評価できるととする。

- <例>敷地内に、地域の住民も利用可能な自転車専用通路の確保
- 敷地内に、地域の住民も利用可能なランニング・ウォーキングルートの確保
- 敷地内に、地域の住民も利用可能な屋外エレベーターの設置



## LR3 敷地外環境

## 2. 地域環境への配慮

## 2.3.3 交通負荷抑制

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が0ポイント
レベル2	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が1ポイント
レベル3	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が2ポイント
レベル4	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が3ポイント
レベル5	評価する取組み表の評価ポイントの合計値が4ポイント以上

## 評価する取組み

評価項目	評価内容	評価ポイント
I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み	1)建物利用者のための適切な量の自転車置場(バイク置場を含む)の確保、駐輪場利用者の利便性への配慮(出し入れし易さ、利用し易い位置にあるなど)	1
	2)その他(記述)	1
II 駐車場の確保に関する取組み	1)適切な量の駐車スペースの確保(周辺道路に渋滞や路上駐車などを発生させないための措置として)	1
	2)管理用車両や荷捌き用車両の駐車施設の確保	1
	3)駐車場の導入路(出入り口など)の位置や形状・数への配慮(周辺道路の渋滞緩和に資するもの)	1
	4)その他(記述)	1

## □解説

建物の運用時に発生する自動車利用による交通負荷(渋滞の発生など)を抑制するための取組み内容について評価する。

## I 自転車の利用(代替交通手段の利用)に関する取組み

1)では、建物利用者による自動車利用を抑制するための手段として、自転車利用を推進する対策について評価する。

2)では、自転車の他、循環バスルートの新設などの取組みを評価する。

また、EV、PHV用充電設備の導入については「次世代交通インフラの整備」への貢献としてとらえ、2)で評価し、取組内容を記述する。レンタサイクルの導入(地域のレンタサイクル事業への駐輪場提供なども含む)もここで評価する。

## II 駐車場の確保に関する取組み

1)では、建物利用者が利用する自動車を敷地外に路上駐車させないよう、適切な駐車スペースを確保することを評価する。

2)では、建物運用に関わる管理用車両やサービス車両(維持管理・メンテナンスサービス車両、搬入・搬出車、宅配車、ごみ収集車等)を、サービス時に敷地外に駐停車させないよう、適切な駐停車スペースを確保することを評価する。

3)では、建物駐車場の出入りを円滑にし、出入り口付近で自動車が渋滞にならないようにする取組みを評価する。

4)では、カーシェアリングの導入の取組を評価できる。なお、EVカーシェアの場合は、IとIIの両方で評価できる。